

平成19年度

ダイオキシン類対策特別措置法
施行状況

平成20年12月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計99地方公共団体からの報告に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出等の状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による測定結果報告状況
- （ ）土壌汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況
- （ ）その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成20年12月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

・	特定施設の届出等の状況	1
・	特定施設に係る規制事務実施状況	5
・	設置者による測定結果報告状況	6
・	土壌汚染対策の状況	7
・	都道府県・政令市における条例制定状況	7
・	その他	7
表 - 1	大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	9
表 - 2	水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	10
表 - 3	大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）	12
表 - 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	13
表 - 5	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）	14
表 - 6	大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別 - 都道府県・政令市別）	15
表 - 7	水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別）	21
表 - 8	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	32
表 - 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	34
表 - 10	大気基準適用施設に係る基準適用状況 （施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別） - 都道府県・政令市別）	35
表 - 11	適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	42
表 - 12	その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	42
表 - 13	適用除外等の状況（大気・水質別 - 都道府県・政令市別）	43
表 - 14	その他の届出等の状況（大気・水質 / 法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別）	43
表 - 1	報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）	44
表 - 2	命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）	44
表 - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）	46
表 - 4	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	47
表 - 5	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	51
表 - 1	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	55
表 - 2	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（大気・全国）	56
表 - 3	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	57
表 - 4	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（水質・全国）	58
表 - 5	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	59
表 - 6	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別）	64

表 - 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)……………	67
表 - 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種別 - 都道府県・政令市別)……………	72
表 - 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	74
表 - 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別)……………	75
表 - 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	74
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)	76
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)	76
表 - 3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種別 - 都道府県・政令市別)……………	77
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)	78
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)	79
表 - 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……………	80
表 - 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成20年6月30日現在)……………	81
表 - 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成20年6月30日現在)……………	87
表 - 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成20年6月30日現在)……………	88
表 - 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成20年4月～6月)……………	89
表 - 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別：平成20年4月～6月)……………	90
表 - 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国：平成20年4月～6月)……………	91
表 - 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国：平成20年4月～6月)……………	92
表 - 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種別 - 都道府県・政令市別：平成20年4月～6月)……………	93
表 - 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種別 - 都道府県・政令市別：平成20年4月～6月)……………	100

・特定施設の届出等の状況

1.1 特定施設の届出等施設数（表 - 1～2、図1）

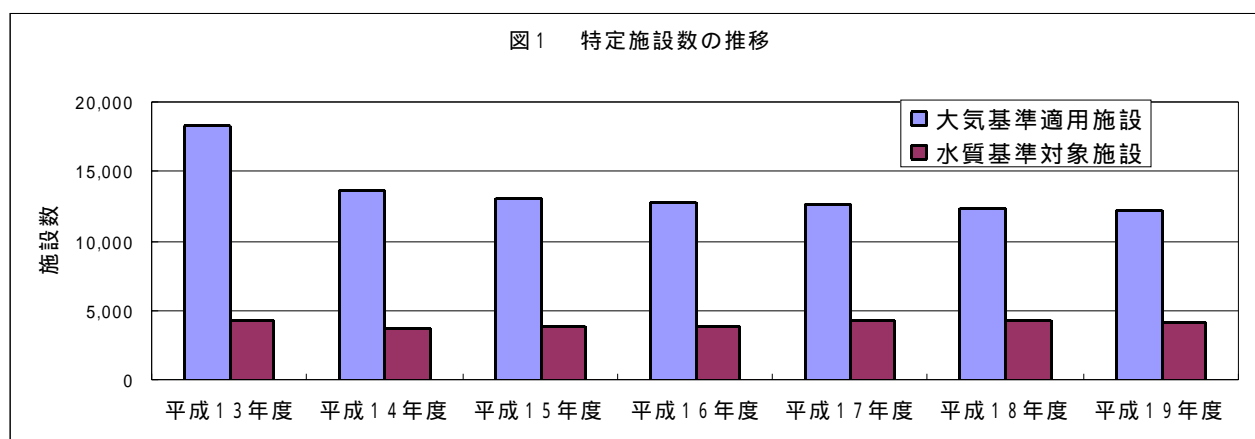
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成20年3月31日において、大気基準適用施設数は12,120、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,123である。事業場数は、大気関係が8,797、水質関係が1,900である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1）}を加えると、大気基準適用施設数12,147、水質基準対象施設数4,139であり、事業場数は、大気関係8,807、水質関係1,907である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度において、同年12月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化された。以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成19年度はほぼ前年度並であった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1.2 特定施設の届出等の状況（表 - 3 ~ 5、図2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表1）。

表1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成18年度末の施設数	12,337
	平成19年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第12条第1項)]	244
	使用届出 [既設 (法第13条第1項)] ^{注2)}	8
	規制対象規模未満への変更届出 (法第14条第1項) ^{注3)} } [廃止等] 使用廃止届出 (法第18条)	469
	平成19年度末の施設数 (事業場数)	(12,120 / 8,797)
鉱山保安法等関係施設	平成19年度末の施設数 (事業場数) ^{注4)}	(27 / 17)
計	平成19年度末の施設数 (事業場数) ^{注5)}	(12,147 / 8,807)

注2) 既設の未届施設で、平成19年度に新たに届出がなされたもの。

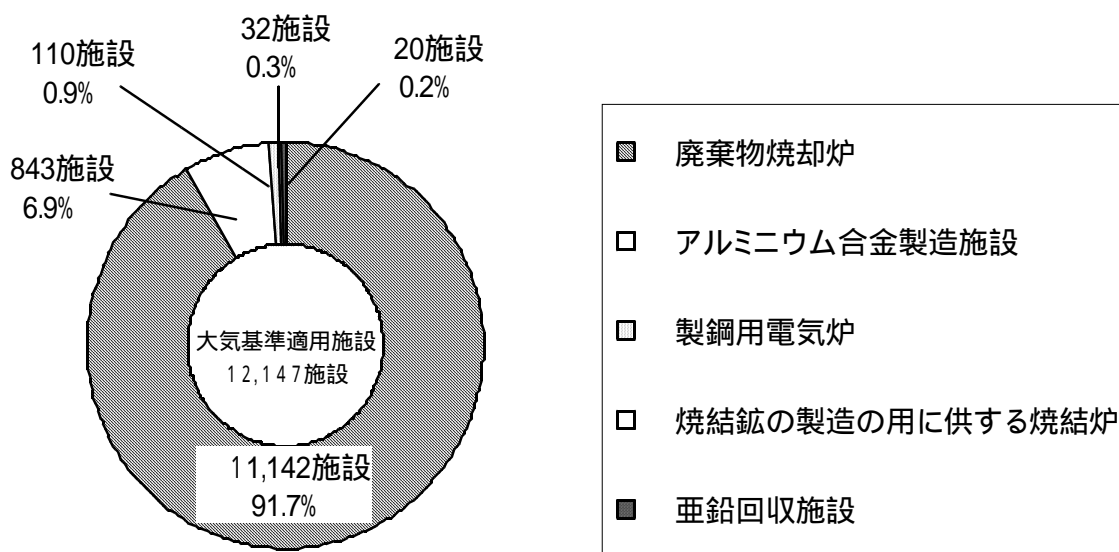
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合 (7事業場) があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く11,142施設であり、全体の91.7%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設843施設、製鋼用電気炉110施設となっている。

図2 大気基準適用施設の種類別割合 (平成19年度末現在)



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4 , 1 5 1 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 7 , 9 9 6 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2 ）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 1 8 年度末の施設数	4 , 1 3 9
	平成 1 9 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注6)} 〔 新設 (法第 1 2 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項) 〕	6 9
	使用届出 ^{注7)} 〔 既設 (法第 1 3 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項) 〕	3
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可 ^{注8)} (法第 1 4 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項) } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 1 8 条・瀬戸内海法第 9 条)	8 8
	平成 1 9 年度末の施設数 (事業場数)	4 , 1 2 3 (1 , 9 0 0)
鉱山保安法	平成 1 9 年度末の施設数 (事業場数) ^{注9)}	1 6 (1 1)
計	平成 1 9 年度末の施設数 (事業場数) ^{注10)}	4 , 1 3 9 (1 , 9 0 7)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 1 9 年度に新たに届出がなされたものを含む。

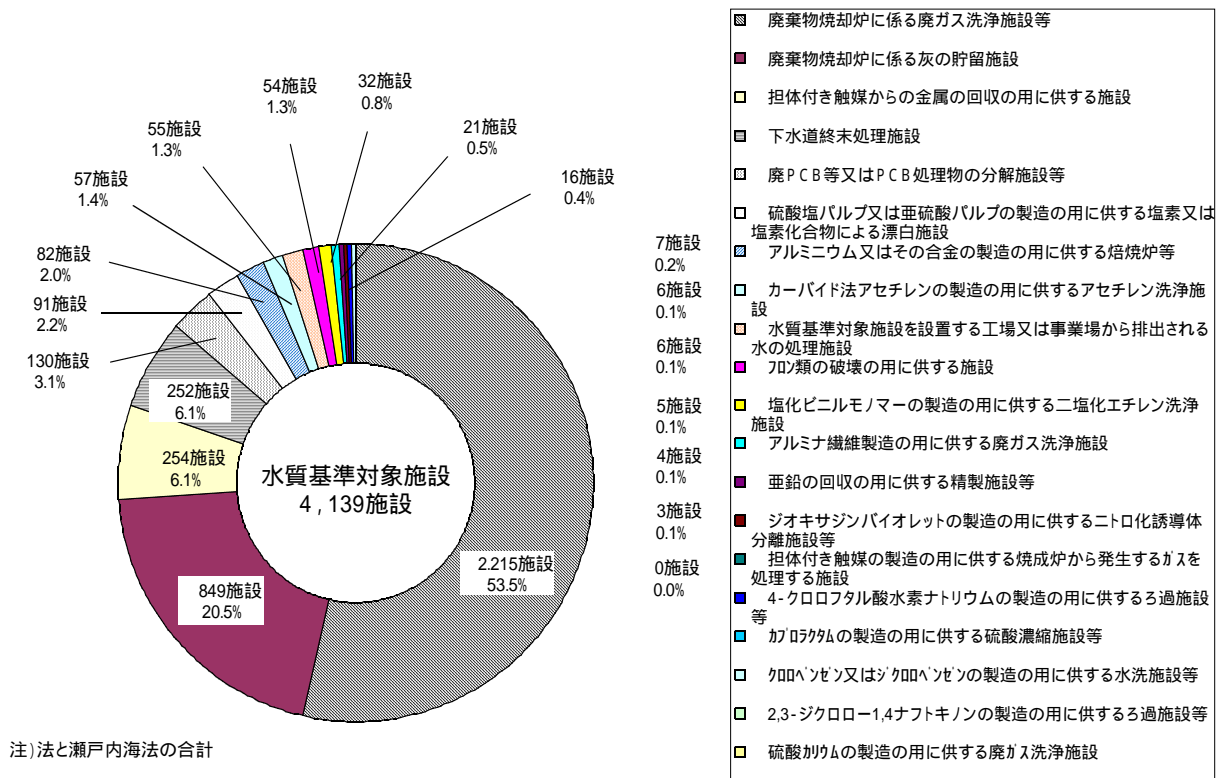
注 8) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合 (4 事業場) があるため、合計が一致しない。

平成 1 9 年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗淨施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗淨施設と湿式集じん施設が 2 , 2 1 5 施設、灰の貯留施設が 8 4 9 施設であり、合わせて、全体の 7 4 . 0 % を占めている。ついで、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が 2 5 4 施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)}(平成19年度末現在)



1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況 (表 - 6 ~ 14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10 に施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11 に全国の状況を、表 - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2 に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12 に全国の状況を、表 - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

. 特定施設に係る規制事務実施状況

2.1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係6,751件、水質関係1,119件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係37件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係4,113件（口頭指導2,277件、文書指導1,836件）、水質関係202件（口頭指導140件、文書指導62件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設102件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）2件であり、それらのうち、37件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令21件、一時停止命令16件、水質基準適用事業場については0件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条第1項に基づく立入検査件数	6,751	1,119
命令件数 ^{注12)}	37	0
指導件数 ^{注13)}	4,113	202
基準超過件数 ^{注14)}	102	2

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4～5）

表 - 4に大気基準適用施設、表 - 5に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

. 設置者による測定結果報告状況

3.1 設置者による測定結果の報告状況（表 - 1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)} その概要は、次のとおり（表4）。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、8,993施設（報告対象施設数11,965）報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、154施設（対象施設413）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、662事業場（報告対象事業場数726）報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は8事業場（報告対象事業場数14）から報告があった。

注15)平成19年4月1日から平成20年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	8,993 (11,965)	662 (726)

注16)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。

3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表 - 5～8）

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表 - 9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9に全国の状況を、表 - 10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表 - 11）

表 - 11 に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

・ 土壌汚染対策の状況

表 - 1 に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかったが、福島県が平成19年1月に指定した地域に対する土壌汚染対策計画を策定している。

また、東京都が平成18年3月に指定した地域で実施していた土壌汚染対策計画に基づく事業が完了した。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表 - 2 に全国の状況を、表 - 3 に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

・ 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成20年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、14地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・横浜市・川崎市・名古屋市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

・ その他

6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表 - 1～2）

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1及び表 - 2に取りまとめた。

6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 3～5）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 3（大気基準適用施設）及び表 - 4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成20年6月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成20年6月末までの措置状況
(表 - 6 ~ 11)

表 - 1 (大気基準適用施設)及び表 - 3 (水質基準適用事業場)の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 6 に全国の状況を、表 - 7 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成20年6月30日現在の状況について、表 - 8 及び表 - 9 に全国の状況を、表 - 10 及び表 - 11 に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成20年3月31日現在		【参考】 平成19年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		14 (14)	32 (32)	31 (31)
製鋼用電気炉		68 (68)	110 (110)	112 (112)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		10 (8)	20 (15)	18 (15)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		244 (244)	843 (843)	816 (816)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	-	1,124 (1,121)	1,107 (1,104)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,490 (1,489)	1,500 (1,499)
	2 t/h未満注3)	-	8,528 (8,510)	8,779 (8,760)
	小計	8,471 (8,463)	11,142 (11,120)	11,386 (11,363)
合計		8,807 (8,797)	12,147 (12,120)	12,363 (12,337)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成20年3月31日現在		【参 考】 平成19年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	34 (34)	91 (91)	92 (92)
カーバド法アセロンの製造の用に供するアセロン洗浄施設	41 (41)	57 (57)	56 (56)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	21 (21)	21 (21)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	3 (3)	6 (6)	6 (6)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロアキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	2 (2)	5 (5)	5 (5)
アセトン又はジメチルアセトンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	4 (4)	4 (4)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	3 (3)	3 (3)
シリコンパレットの製造の用に供するクロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、クロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンパレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	36 (36)	82 (82)	78 (78)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5 (5)	16 (16)	16 (16)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注 1) 注 2)

水質基準対象施設		平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 1 9 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		6 (6)	254 (254)	253 (253)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,058 (1,053)	2,215 (2,201)	2,235 (2,221)
	灰の貯留施設	403 (403)	849 (849)	852 (852)
	小計	1,461 (1,456)	3,064 (3,050)	3,087 (3,073)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		18 (18)	130 (130)	127 (127)
加工類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		35 (35)	54 (54)	55 (55)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)		221 (221)	252 (252)	252 (252)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		30 (28)	55 (53)	55 (53)
合計		1,907 (1,900)	4,139 (4,123)	4,155 (4,139)

注 1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 (以下「法に基づく届出等」という。) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を () に再掲した。

注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）注1）

	平成19年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2)	既設 注3)	14条 規模変更 注4)		廃止等 注5)	平成20年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
				平成19年 3月31日 現在の 設置基数	平成20年 3月31日 現在の 設置基数				特定 事業場数 注6)			
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31	1	0	-		0	32	14	0	0	0	
製鋼用電気炉	112	1	0	-		3	110	68	0	0	0	
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	-	0	7	8	2	3	2	
	焼結炉	2	0	0	-	0	2		0	0		
	溶鉱炉	2	0	0	-	0	2		0	0		
	溶解炉	3	0	0	-	0	3		0	1		
	乾燥炉	1	0	0	-	0	1		1	1		
	小計	15	0	0	-	0	15		3	5		
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	20	2	0	-	0	22	244	0	0	0	
	溶解炉	737	38	0	-	16	759		0	0		
	乾燥炉	59	4	0	-	1	62		0	0		
	小計	816	44	0	-	17	843		0	0		
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,104	32	1	-1	+2	17	1,121	8,463	3	3	15(7)
	2t/h以上～4t/h未満	1,499	9	0	-2	+1	18	1,489		1(1)	1(1)	
	2t/h未満	8,760	157	7	-5	+5	414	8,510		19(9)	18(9)	
	200kg/h以上～2t/h未満	3,019	33	0	-3	+2	96	2,955		12(6)	12(6)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	3,888	94	2	-1	+2	183	3,802		6(2)	5(2)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,294	17	2	-1	+0	85	1,227		1(1)	1(1)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	559	13	3	0	+1	50	526		0	0	
	小計	11,363	198	8	-8	+8	449	11,120		23(10)	22(10)	
合計	12,337	244	8	-8	+8	469	12,120	8,797	26(10)	27(10)	17(7)	

注1）法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5）構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1）}

大気基準適用施設		平成20年3月31日現在の設置基数 ^{注2）}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3）} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4）} b	法施行後 設置 ^{注5）} c
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		32 (32)	30 (30)	-	2 (2)
製鋼用電気炉		110 (110)	102 (102)	4 (4)	4 (4)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		20 (15)	16 (13)	-	4 (2)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		843 (843)	621 (621)	-	222 (222)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,124 (1,121)	685 (684)	164 (162)	275 (275)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,490 (1,489)	1,127 (1,126)	112 (112)	251 (251)
	2 t/h未満 ^{注6）}	8,528 (8,510)	5,415 (5,404)	444 (443)	2,669 (2,663)
	小計	11,142 (11,120)	7,227 (7,214)	720 (717)	3,195 (3,189)
合計		12,147 (12,120)	7,996 (7,980)	724 (721)	3,427 (3,419)

注1）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注3）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）注1）

	平成19年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成20年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
								平成19年 3月31日 現在の 設置基数	平成20年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)	
硫酸塩ハルブ(クアトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(ソファイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	92	0	0	0	1	91	34	0	0	0	
カーボド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	56	1	0	0	0	57	41	0	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する塵ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ繊維の製造の用に供する塵ガス洗浄施設	21	0	0	0	0	21	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち塵ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	3	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0	
カーボナツムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、塵ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、塵ガス洗浄施設	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	
4-クロロフェノール又は2,4-ジクロロフェノールの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び塵ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3-ジクロロ-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及び塵ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
ジメチルシリロンの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルシリロンの製造の用に供する熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設	78	5	0	0	1	82	36	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	16	0	0	0	0	16	5	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び塵ガス洗浄施設	253	7	0	0	6	254	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,221	38	3	0	61	2,201	1,053	14(6)	14(6)	9(4)
	灰の貯留施設	852	7	0	0	10	849	403	0	0	0
	小計	3,073	45	3	0	71	3,050	1,456	14(6)	14(6)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	127	5	0	0	2	130	18	0	0	0	
700類の破壊の用に供する施設のうちアラスタ反応施設、塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	55	0	0	0	1	54	35	0	0	0	
下水道終末処理施設	252	2	0	-	2	252	221	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	53	4	0	0	4	53	28	2	2	2	
合計	4,139	69	3	0	88	4,123	1,900	16(6)	16(6)	11(4)	

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 - 6 (1) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設									
													焙焼炉									
	事業場 数 (注1)	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 (注1)	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 (注1)	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	
北海道	1	1					1	3	3					3								
青森県								1	1					1	1							
岩手県																						
宮城県								1	2					2								
秋田県																						
山形県																						
福島県															1	2						2
茨城県	1	2					2	3	5					5	1	1						1
栃木県								2	2					2								
群馬県								1	1					1								
埼玉県								5	5					5								
千葉県	1	3					3							3								
東京都								2	3					3								
神奈川県								1	1					1								
新潟県								3	4					4								
富山県								1	1					1								
石川県																						
福井県																						
山梨県																						
長野県																						
岐阜県																						
静岡県																						
愛知県	1	3					3	4	11	1				12	1	1						1
三重県																						
滋賀県																						
京都府								3	4					4								
大阪府								1	1	1				1								
兵庫県	1	1					1	1	1					1								
奈良県																						
和歌山県																						
鳥取県																						
島根県								2	6				2	4								
岡山県																						
広島県	1	2					2															
山口県								4	11					11								
徳島県																						
香川県																						
愛媛県																						
高知県																						
福岡県															1							
佐賀県								1	1					1								
長崎県																						
熊本県								1	1					1								
大分県																						
宮崎県																						
鹿児島県																						
沖縄県								1	1					1								
札幌市								1	1					1								
仙台市								2	3					3								
さいたま市																						
千葉市	1	2					2															
横浜市																						
川崎市	1	1					1	1	4					4								
新潟市																						
静岡市																						
浜松市																						
名古屋市								1	2				1	1								
京都市								6	10					10								
大阪市								2	5					5								
堺市																						
神戸市																						
広島市																						
北九州市	2	3					3	2	3					3								
福岡市																						
函館市																						
旭川市																						
青森市																						
秋田市																						
郡山市																						
いわき市															1	1						1
宇都宮市								1	1					1								
川越市																						
船橋市								1	1					1								
横須賀市																						
相模原市																						
富山市								1	1					1								
金沢市																						
長野市																						
岐阜市								1	2					2								
豊橋市								1	1					1								
岡崎市																						
豊田市																						
高槻市																						
東大阪市																						
姫路市								4	5					5	1	1						1
奈良市																						
和歌山市	1	2	1				3	1	2					2	1	1						1
岡山市																						
倉敷市	1	4					4	2	6					6								
福山市	1	5					5															
下関市																						
高松市								1	1					1								
松山市																						
高知市																						
長崎市																						
熊本市																						
大分市	1	2					2															
宮崎市																						
鹿児島市																						
合計	14	31	1	0	0	0	32	68	112	1	0	0	3	110	8	7	0	0	0	0	0	7

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (2) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	垂鉛回収施設																			
	焼結炉					溶鋳炉					溶解炉					乾燥炉				
	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)		
北海道																				
青森県	1					1	1					1								
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県																				
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県												1						1		
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県							1					1						1		
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市	1					1						2						2		
宇都宮市																				
川越市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市																				
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3		

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (3) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設																		
	小計						熔接炉						溶解炉						乾燥炉						
	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 (注1)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)
北海道						4							5	8					13						
青森県	2					2																			
岩手県																									
宮城県						1							2							2					
秋田県																									
山形県						2							8							8					
福島県	2					4	1					1	25						25	2					2
茨城県	1					6	2					2	29						29	2					2
栃木県						13							58	3				3	58	3					3
群馬県						6	1					1	11	1				1	11	1					1
埼玉県						10							41	3					44	4					4
千葉県						4							7	1					8						
東京都																									
神奈川県						3							10	2					12						
新潟県						16							43					2	41						
富山県						1							1						1						
石川県						4							16	1					17	2					2
福井県						2							5					2	3	1					1
山梨県						7							20						20	4					3
長野県						3							3						3						
岐阜県						15	4					4	59	1					60	5					5
静岡県						43	6					6	110	7				4	113	12	1				13
愛知県	2					8	2					2	32						32	2					2
三重県						5							16	3				1	18	2	1				3
滋賀県						2							4						4						
京都府						4							12						12	4					4
大阪府						4							8						8						
兵庫県							1					1													
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県						1							2						2	1					1
広島県						1							3						3						
山口県						2							3	1					4		1				1
徳島県																									
香川県						2		1				1	1						1						
愛媛県																									
高知県																									
福岡県	2					7							19	5					24	3					3
佐賀県						2							2						2						
長崎県						1							1						1						
熊本県						8							18	1					19	1					1
大分県																									
宮崎県						1							1						1						
鹿児島県						2							2						2						
沖縄県																									
札幌市																									
仙台市																									
さいたま市																									
千葉市																									
横浜市						1							3						3	1					1
川崎市																									
新潟市						4							22	1				2	21						
静岡市						2							6						6						
浜松市						3							19					1	18						
名古屋市						1							8						8	1					1
京都市						1							2						2						
大阪市						4							6						6	1					1
堺市																									
神戸市						1							1						1	1					1
広島市						5	1					1	4						4						1
北九州市																									
福岡市																									
函館市																									
旭川市																									
青森市																									
秋田市						1							1						1						
郡山市																									
いわき市	4					4	1						1						1						
宇都宮市																									
川越市						1							1						1						
船橋市						1							1						1						
横須賀市																									
相模原市						3							6						6	2					2
富山市																									
金沢市																									
長野市																									
岐阜市						2							5						5						
豊橋市						1							2						2						
岡崎市						7							31						31	4	1				5
豊田市																									
高槻市																									
東大阪市																									
姫路市	1					1	2					2	14						14						
奈良市						1							1						1						
和歌山市	1					1																			
岡山市																									
倉敷市						3	1					1	8						8						
福山市																									
下関市						2							12						12						
高松市						1							1						1						
松山市						1							1						1						
高知市																									
長崎市																									
熊本市						1							2						2						
大分市																									
宮崎市																									
鹿児島市						1							2						2						
合計	15	0	0	0	0	15	244	20	2	0	0	22	737	38											

表 - 6 (4) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉																	
	小計						4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満											
	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 (注1)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
北海道	5	8				13	217	18							18	28							2	26
青森県							112	9	1						10	23								23
岩手県							144	5							5	26	1							27
宮城県	2					2	129	6							6	28								28
秋田県							64	1				2			3	16			2				1	13
山形県	8					8	121	7							7	11								11
福島県	28					28	106	5							5	32								32
茨城県	33					33	419	25							25	64	1							65
栃木県	61	3			3	61	129	10							10	27	2							29
群馬県	13	1			1	13	161	17							17	31								31
埼玉県	45	3				48	278	42							42	82								82
千葉県	7	1				8	331	51	2					1	52	79							1	78
東京都							236	122	1					3	120	46								45
神奈川県							115	29						3	29	29								29
新潟県	10	2				12	192	8						8	53									53
富山県	43				2	41	79	7							7	15								15
石川県	1					1	85								1	15							3	12
福井県	18	1				19	108	6						6	15									15
山梨県	6			2	4	76	3							3	22									22
長野県	24			1	23	189	7							7	30									30
岐阜県	3				3	231	2							2	36									36
静岡県	68	1			69	308	29							29	53									53
愛知県	128	8		4	132	244	50							50	51									51
三重県	36				36	168	17							17	38									38
滋賀県	18	4			1	21	131	5						5	28									28
京都府	4				4	73	6							6	13									13
大阪府	16				16	109	41		1					42	39									39
兵庫県	8	1			9	252	31	1						32	39									39
奈良県						152	5							5	24									24
和歌山県						89									12	2								14
鳥取県						84	5							5	8									8
島根県						85	5							5	7									7
岡山県	3				3	104	5						1	4	13	1								14
広島県	3				3	136	9							9	21									21
山口県	3	2			5	137	13							13	27									27
徳島県						149	3	1						1	3	23								23
香川県	1	1			2	118	6							6	8									8
愛媛県						178	8						2	6	21							1		20
高知県						120									14									14
福岡県	22	5			27	281	18	2						20	35							2		33
佐賀県	2				2	96	4							4	13									13
長崎県	1				1	111	8							8	14									14
熊本県	19	1			20	113	1							1	26									26
大分県						53	1							1	13									13
宮崎県	1				1	70	7							7	9								1	8
鹿児島県	2				2	138									27							2		25
沖縄県							5	3							8	23								23
札幌市						15	10	1							11	8								8
仙台市						23	10								10	7								7
さいたま市						31	13								13	1								1
千葉市						40	14								14	4								4
横浜市	4				4	66	25	2						27	5									5
川崎市						30	20							20	7							1		6
新潟市						54	9							9	10									10
静岡市	22	1		2	21	67	9	2						11	4									4
浜松市	6				6	46	8							8	11									11
名古屋市	19			1	18	42	16	1						17	1									1
京都市	9				9	51	18	2						20	1									1
大阪市	2				2	35	30	3					1	32	5									5
堺市	7				7	34	10							10	2									2
神戸市						27	18							18	3	1								4
広島市	2				2	50	9							9	7							1		6
北九州市	5				5	34	21			1			2	18	5				1					6
福岡市						17	9							9	4									4
函館市						6	3							3										
旭川市						10	2							2	2									2
青森市						36	6							6	6									6
秋田市	1				1	13	4							4	1									1
郡山市						16	5							5	2									2
いわき市	1				1	23	14	1						15	5									5
宇都宮市						19	7							7	6	1								7
川越市	1				1	12	2	2						4	3									3
船橋市	1				1	14	8							8	2									2
横須賀市						8	5							5	3									3
相模原市						21	10							10	2									2
富山市	8				8	34	1	1						2	1									1
金沢市						25	5							5	2									2
長野市						22	3							3	1									1
岐阜市						19	5							5	6									6
豊橋市	5				5	12	3							3	2									2
岡崎市	2				2	23	5							5										
豊田市	35	1			36	17	7	1					3	5	4							2		2
高槻市						7	5							5	2									2
東大阪市						6	8							8	3									3
姫路市	16				16	34	8	5						13	11									11
奈良市	1				1	23	4							4										
和歌山市						48	6							6	3									3
岡山市						42	8							8	1									1
倉敷市	9				9	33	11							11	12									12
福山市						55	6							6	6									6
下関市	12				12	16	2							2	4									4
高松市	1				1	18	5							5	3									3
松山市	1				1	30	5							5	3									3
高知市						25	3							3	1									1
長崎市						23	4																	

表 - 7 (1) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注 1)

	硫酸塩「 H_2SO_4 」又は亜硫酸「 SO_2 」の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カ「イ」法「 H_2O_2 」の製造の用に供する「 H_2O_2 」洗浄施設							
	事業場数注2)	18年度未施設数(a)	新設(b)注3)	既設(c)注4)	瀬法から法への移行(d1)注5)	法から瀬法への移行(d2)注5)	廃止(f)	19年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数注2)	18年度未施設数(a)	新設(b)注3)	既設(c)注4)	瀬法から法への移行(d1)注5)	法から瀬法への移行(d2)注5)	廃止(f)
北海道	6	19					19	2	2						2
青森県	1	7					7	1	1						1
岩手県	1	1					1								
宮城県	2	6					6	1	1						1
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県								1	1						1
栃木県								1	1						1
群馬県								1	1						1
埼玉県								1	1						1
千葉県								1	1						1
東京都															
神奈川県								1	1						1
新潟県								2	7						7
富山県	1	2					2	1	1						1
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県	1	2					1	1							
静岡県	4	8					8								
愛知県	1	2					2	3	3						3
三重県	1	10					10								
滋賀県															
京都府								1	1						1
大阪府															
兵庫県	1	2					2	1	1						1
奈良県															
和歌山県															
鳥取県	1	4					4								
島根県	1	1					1								
岡山県								1	1						1
広島県	3	4					4	2	1	1					2
山口県	1	2					2	1	3						3
徳島県	1	2					2								
香川県								2	2						2
愛媛県	2	8					8								
高知県															
福岡県								1	1						1
佐賀県															
長崎県								1	1						1
熊本県	1	1					1								
大分県															
宮崎県	1	2					2								
鹿児島県	1	1					1	1	1						1
沖縄県									1						1
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市								1	1						1
横浜市								1	3						3
川崎市															
新潟市	1	4					4	1	1						1
静岡市								1	4						4
浜松市								2	5						5
名古屋市															
京都市															
大阪市								2	2						2
堺市															
神戸市															
広島市								1	1						1
北九州市								2	2						2
福岡市															
函館市															
旭川市	1	3					3								
青森市															
秋田市	1	1					1								
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
川崎市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市								1	1						1
奈良市															
和歌山市								1	1						1
岡山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市								1	1						1
宮崎市															
鹿児島市															
合計	34	92	0	0	0	0	91	41	56	1	0	0	0	0	57

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注 3) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、法第 12 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注 4) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、法第 13 条第 1 項または瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注 5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注 6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (2) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注 1)

	硫酸加剤の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	18年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	19年度未施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	18年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	19年度未施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県								1	2							2
東京都																
神奈川県																
新潟県								1	13							13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県								1	2							2
岐阜県																
静岡県								1	2							2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県								1	2							2
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	5	21	0	0	0	0	0	0	21

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注 2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注 3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注 4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注 5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注 6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (3) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注 1)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガス処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニル ²⁾ の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	18年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	19年度未施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	18年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	19年度未施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	9						9
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1		2					2								
東京都																
神奈川県	1		2					2								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府									1	4						4
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市	1		2					2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	3	6	0	0	0	0	0	6	6	32	0	0	0	0	0	32

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注 2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注 3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注 4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注 5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注 6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (4) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注 1)

	か ¹ の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 か ² の分離施設、廃ガス洗浄施設							か ³ 又はか ⁴ の製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数注 2)	1 8 年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注 3)	既設 (c) 注 4)	瀬法か ら法へ の移行 (d 1) 注 5)	法から 瀬法へ の移行 (d 2) 注 5)	廃止 (f)	1 9 年度 未施設数 (a + b + c - f)	事業場 数注 2)	1 8 年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注 3)	既設 (c) 注 4)	瀬法か ら法へ の移行 (d 1) 注 5)	法から 瀬法へ の移行 (d 2) 注 5)	廃止 (f)	1 9 年度 未施設数 (a + b + c - f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1		3					3								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市										2						2
浜松市																
名古屋市	1		2					2								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2		5	0	0	0	0	5	1	4	0	0	0	0	0	4

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注 3) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注 4) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 3 条第 1 項または瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注 5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注 6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (5) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注 1)

	4-カ07外酸水素ナリ06の製造の用に供する る過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジ'カ00-1,4-ナ1ナ力0の製造の用に供する る過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数注2)	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) 注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数注2)	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) 注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1		3				3		3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1		3				3									
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	6	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	3

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注 2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注 3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注 4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注 5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注 6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (6) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注 1)

	ジオキサソールイレットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジオキサソールイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設						アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設									
	事業場 数注 2)	1 8 年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注 3)	既設 (c) 注 4)	瀬法か ら法へ の移行 (d 1) 注 5)	法から 瀬法へ の移行 (d 2) 注 5)	廃止 (f)	1 9 年度 未施設数 (a + b + c - f)	事業場 数注 2)	1 8 年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注 3)	既設 (c) 注 4)	瀬法か ら法へ の移行 (d 1) 注 5)	法から 瀬法へ の移行 (d 2) 注 5)	廃止 (f)	1 9 年度 未施設数 (a + b + c - f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	5						5
群馬県																
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県																
新潟県									6	11						11
富山県																
石川県																
福井県									2	5						5
山梨県																
長野県																
岐阜県									1	1						1
静岡県									5	16	1					17
愛知県									2	3						3
三重県									1	2						2
滋賀県									4	5						5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1		7						7	1						1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									1	2						2
川崎市																
新潟市									1	5						5
静岡市																
浜松市									1	4	4					8
名古屋市									1	4						4
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	2					1	1
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	7	36	78	5	0	0	0	0	1	82

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注 3) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注 4) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 3 条第 1 項または瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注 5) 「瀬法から法の移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注 6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7(7) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設									
	事業場 数 ^{注2)}	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1		2					2								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1		4					4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									3	49						49
千葉県																
東京都																
神奈川県	1								1	10						10
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	193	7				6	194
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1		1					1								
高知県																
福岡県	1		3					3								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市										1						1
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1		6					6								
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	5	16	0	0	0	0	16	6	253	7	0	0	0	6	254	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づき許可等を総括してとりまとめた。
注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未滿変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 0) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注 1

	707類の破壊の用に供する施設のうちの「水」反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設							
	事業場 数 ^{注2)}	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法から 法への移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法への移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	2				1	1
秋田県														
山形県									1				1	
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	3	4						4	4	6				6
埼玉県	3	5						5	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都								21	21					21
神奈川県		1					1	12	12					12
新潟県														
富山県	1	2						2	3	3				3
石川県														
福井県								1	1					1
山梨県								1	1					1
長野県		1						1	3	2	1			3
岐阜県	2	3						3	3	3				3
静岡県	1	1						1	2	2				2
愛知県	3	4						4	8	8				8
三重県								2	2					2
滋賀県	1	1						1	3	3				3
京都府								2	2					2
大阪府	1	1						1	14	14				14
兵庫県									9	9				9
奈良県								1	1					1
和歌山県														
鳥取県								4	4					4
島根県								1	1					1
岡山県								1	1					1
広島県	1	2						2						
山口県								1	2					2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県								2	2					2
熊本県														
大分県														
宮崎県								1	1					1
鹿児島県														
沖縄県	2	2						2	1	1				1
札幌市								5	5					5
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	4					4
新潟市	1	1						1	1					1
静岡市	1	2						2	2	4				4
浜松市	1	1						1	2	2				2
名古屋市								5	5					5
京都市								4	4					4
大阪市								8	8					8
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市								5	5					5
広島市								5	7					7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
川崎市														
船橋市														
横須賀市								2	2					2
相模原市														
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市								1	1					1
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市								1	1					1
豊田市														
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2						2	2	2				2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
岡山市								1	1					1
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1						1						
高松市									2	2				2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
長崎市								1			1			1
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								1	1					1
鹿児島市	1	2						2	1	1				1
合計	35	55	0	0	0	0	1	54	221	252	2	0	2	252

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
注 2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注 3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注 4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注 5) 「瀬法から法の移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注 6) 「規模未測定」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 8 (1) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設												廃棄物焼却炉				
	焙焼炉			焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
	19年度末 事業場数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 事業場数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	
北海道															1		
青森県																	
岩手県																	
宮城県																	
秋田県																	
山形県																	
福島県															2(1)		
茨城県																	
栃木県														1	2	2	
群馬県	1	1							1				2				
埼玉県																	
千葉県																	
東京都															1(1)		
神奈川県																	
新潟県																	
富山県															1		
石川県															2(2)		
福井県																	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府															1(1)		
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県																	
広島県																	
山口県																	
徳島県															1		
香川県																	
愛媛県	1	2	2							1	1	3	3	1			
高知県																	
福岡県																	
佐賀県																	
長崎県																	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市															1(1)		
横浜市															1		
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市															1(1)		
宇都宮市																	
川崎市																	
船橋市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
奈良市																	
和歌山市																	
岡山市																	
倉敷市															1	1	1
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	2	3	2	0	0	0	0	1	0	1	1	5	3	15(7)	3		3

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 8 (2) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉										合 計					
	2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		小計		19年度末		18年度末	
	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	事業場数	施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数
北海道					1	1					1	1		1	1	1
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県			2(1)	2(1)							2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	
茨城県																
栃木県											2	2	1	2	2	
群馬県					1	1					1	1	1	3	1	
埼玉県																
千葉県																
東京都			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県					1	1					1	1	1	1	1	1
福井県			2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)			5(5)	5(5)	2(2)	5(5)	5(5)	
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県			1	1		1					1	2	1	1	2	
香川県																
愛媛県			1	1							1	1	2	4	4	
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県			2	2							2	2		2	2	
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市			1	1							1	1	1	1	1	1
横浜市			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
都市市																
いわき市	1(1)	1(1)									1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市											1	1	1	1	1	1
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	5(2)	6(2)	1(1)	1(1)	0	0	22(10)	23(10)	17(7)	27(10)	26(10)	

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって 汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計			
	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小 計			19年度末 事業場数	18年度末 事業場数	19年度末 施設数	18年度末 施設数			
	19年度末 事業場数	18年度末 事業場数	19年度末 施設数	18年度末 事業場数	18年度末 施設数	19年度末 事業場数	18年度末 事業場数	19年度末 施設数	18年度末 施設数							
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県										1	1	1	1	1	1	1
山形県																
福島県	2(1)	3(1)	3(1)					2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)
茨城県																
栃木県	1	1	1					1	1	1	1	1	1	2	2	2
群馬県	1	2	2					1	2	2				1	2	2
埼玉県																
千葉県																
東京都	1(1)	1(1)	1(1)					1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	2	3	3					2	3	3				2	3	3
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)					1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1(1)	3(3)	3(3)					1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富士市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	9(4)	14(6)	14(6)	0	0	0	9(4)	14(6)	14(6)	2	2	2	11(4)	16(6)	16(6)	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 10 (1) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	焼結炉の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉						亜鉛回収施設								
	19年度未施設数 (a+c)	別表第一		19年度未施設数 (a+b+c)	別表第一		19年度未施設数 (a+c)	焼結炉		19年度未施設数 (a+c)	焼結炉		19年度未施設数 (a+c)	溶解炉				
		附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)		附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)		附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)		附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)						
北海道	1		1	3	3													
青森県				1	1													
岩手県																		
宮城県				2	2													
秋田県																		
山形県																		
福島県								2	2									
茨城県	2	2		5	5			1	1									
栃木県				2	2													
群馬県				1	1													
埼玉県				5	5													
千葉県	3	3																
東京都				3	3													
神奈川県				1	1													
新潟県				4	4													
富山県				1	1													
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県	3	3		12	11		1	1	1						1	1		
三重県																		
滋賀県																		
京都府				4	3													
大阪府				1	1		1											
兵庫県	1	1																
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県				4	4													
岡山県																		
広島県	2	2																
山口県				11	9		2											
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県													1	1				
佐賀県				1	1													
長崎県																		
熊本県				1	1													
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県				1	1													
札幌市				1	1													
仙台市				3	3													
さいたま市																		
千葉市	2	1	1															
横浜市																		
川崎市	1	1		4	4													
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市				1	1													
京都市																		
大阪市				10	9	1												
堺市				5	5													
神戸市																		
広島市																		
北九州市	3	3		3	3													
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市								1	1						2	2		
宇都宮市				1		1												
川越市																		
船橋市				1		1												
横須賀市																		
相模原市																		
富山市				1		1												
金沢市																		
長野市				2	2													
岐阜市				1	1													
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市				5	5			1	1									
奈良市																		
和歌山市	3	3		2	2			1	1									
岡山市																		
倉敷市	4	4		6	6													
福山市	5	4	1															
下関市																		
高松市				1	1													
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市	2	2																
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	32	30	2	110	102	4	4	7	7	0	2	1	1	2	1	3	3	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (2) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・法 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設												
	乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計			
	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	
北海道										13	5	8					13	5	8
青森県				2		2													
岩手県																			
宮城県										2	2						2	2	
秋田県																			
山形県										8	4	4					8	4	4
福島県				2	2		1	1		25	23	2	2	2		28	26	2	
茨城県				1	1		2	1	1	29	29		2	2		33	32	1	
栃木県										58	50	8	3	2	1	61	52	9	
群馬県							1	1		11	7	4	1		13	8	5		
埼玉県										44	24	20	4	2	2	48	26	22	
千葉県										8	5	3			8	5	3		
東京都																			
神奈川県																			
新潟県										12	5	7				12	5	7	
富山県										41	40	1				41	40	1	
石川県										1	1					1	1		
福井県										17	10	7	2	1	1	19	11	8	
山梨県										3	3		1	1		4	4		
長野県										20	8	12	3	1	2	23	9	14	
岐阜県										3	2	1				3	2	1	
静岡県							4	3	1	60	49	11	5	4	1	69	56	13	
愛知県				2	2		6	4	2	113	78	35	13	7	6	132	89	43	
三重県							2	2		32	25	7	2	2		36	29	7	
滋賀県										18	10	8	3	2	1	21	12	9	
京都府										4	2	2				4	2	2	
大阪府										12	12		4	2	2	16	14	2	
兵庫県							1	1		8	8					9	9		
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県																			
岡山県										2	2		1		1	3	2	1	
広島県										3	3					3	3		
山口県										4	3	1	1		1	5	3	2	
徳島県																			
香川県							1	1		1	1					2	1	1	
愛媛県																			
高知県																			
福岡県	1	1		2	2					24	10	14	3	1	2	27	11	16	
佐賀県										2	2					2	2		
長崎県										1	1					1	1		
熊本県										19	10	9	1	1		20	11	9	
大分県																			
宮崎県										1	1					1	1		
鹿児島県										2	1	1				2	1	1	
沖縄県																			
札幌市																			
仙台市																			
さいたま市																			
千葉市																			
横浜市										3	2	1	1	1		4	3	1	
川崎市																			
新潟市																			
静岡市										21	19	2				21	19	2	
浜松市										6	6					6	6		
名古屋市										18	16	2				18	16	2	
京都市										8	8		1	1		9	9		
大阪市										2	2					2	2		
堺市										6	6		1	1		7	7		
神戸市																			
広島市										1	1		1	1		2	2		
北九州市							1	1		4	3	1				5	3	2	
福岡市																			
函館市																			
旭川市																			
青森市																			
秋田市										1	1					1	1		
郡山市																			
いわき市				4	4					1		1				1		1	
宇都宮市																			
川崎市										1	1					1	1		
船橋市										1		1				1		1	
横須賀市																			
相模原市																			
富山市										6		6	2		2	8		8	
金沢市																			
長野市																			
岐阜市																			
豊橋市										5	4	1				5	4	1	
岡崎市										2	1	1				2	1	1	
豊田市										31	23	8	5	2	3	36	25	11	
高槻市																			
東大阪市																			
姫路市				1	1		2	2		14	14					16	16		
奈良市										1		1				1		1	
和歌山市				1	1														
岡山市																			
倉敷市							1	1		8	8					9	9		
福山市																			
下関市										12	12					12	12		
高松市										1	1					1	1		
松山市										1	1					1	1		
高知市																			
高崎市																			
熊本市																			
大分市										2	2					2	2		
宮崎市																			
鹿児島市										2	2					2	2		
合計	1	1	0	15	13	2	22	16	6	759	569	190	62	36	26	843	621	222	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (3) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

都道府県	廃棄物焼却炉																			
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満							
	19年 度末 施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	19年 度末 施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	19年 度末 施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	19年 度末 施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	19年 度末 施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}					
北海道	18	10	8	26	20	2	4	116	90	5	21	87	38	1	48	24	16	1	7	
青森県	10	6	4	23	9	6	8	32	23	4	5	54	19	7	28	10	6	4	4	
岩手県	5	2	3	27	13	9	5	36	13	15	8	82	27	21	34	15	7	2	6	
宮城県	6	3	3	28	26	2	33	28	28	5	5	65	26	39	5	3	3	2	2	
秋田県	3	1	2	13	11	2	53	41	3	9	21	12	9	1	1	1	1	1	1	
山形県	7	5	1	11	5	1	5	29	17	3	9	68	22	1	45	8	5	3	3	
福島県	5	3	2	32	30	2	60	46	4	10	24	18	6	17	10	7	10	7	7	
茨城県	25	12	2	11	65	36	6	23	87	74	4	9	269	62	21	186	32	16	15	
栃木県	10	10		29	23	2	4	61	57	4	4	91	56	35	24	10	10	14	14	
群馬県	17	17		31	29	2	56	43	4	9	60	29	60	29	31	32	10	2	22	
埼玉県	42	24	4	14	82	80	2	98	89	2	7	46	32	4	10	94	28	3	63	
千葉県	52	35	1	16	78	62	3	13	89	61	6	22	175	68	107	42	26	16	16	
東京都	120	30	64	26	45	25	4	16	45	19	23	3	64	39	3	22	67	36	2	29
神奈川県	29	25	1	3	29	27	1	1	36	26	6	4	41	29	3	12	22	14	8	
新潟県	8	6	2	53	46	2	5	67	49	8	10	79	34	45	33	25	8	8	8	
富山県	7	1	6	15	12		3	22	16	1	5	42	27	15	8	8				
石川県				12	10		2	30	25		5	48	22	1	25	9	7		2	
福井県	6	6		15	15			35	25	4	6	55	28	27	12	12				
山梨県	3	3		22	16		6	30	25	1	4	32	14	18	11	9			2	
長野県	7	7		30	29	1		82	71	4	7	75	46	29	16	10			6	
岐阜県	2	2		36	18	4	14	69	53	12	4	102	93	6	3	53	48		5	
静岡県	29	12	12	5	53	35	11	7	100	67	21	12	118	79	9	30	45	25	3	17
愛知県	50	37	4	9	51	41	3	7	104	83	8	13	83	62	21	33	21		12	
三重県	17	10	2	5	38	24	6	8	63	37	21	5	93	61	3	29	23	18	5	
滋賀県	5	3	2	28	23	2	3	44	32	1	11	58	40	18	15	12			3	
京都府	6	2	4	13	9	4	4	29	23	3	3	39	17	22	8	7			1	
大阪府	42	31	1	10	39	29	2	8	48	37	4	7	27	15	12	9	9			
兵庫県	32	23	1	8	39	36	1	2	87	74	6	7	121	90	31	39	28		11	
奈良県	5	4	1	24	17		7	45	40	5	5	109	47	62	15	8			7	
和歌山県				14	10	2	2	40	31	2	7	43	19	24	9	8			1	
鳥取県	5	5		8	3	3	2	38	32	2	4	45	24	21	7	6			1	
島根県	5	3	2	7	3	1	3	40	25	9	6	32	10	7	15	3	2		1	
岡山県	4	4		14	13		1	45	39	4	2	54	27	27	11	11				
広島県	9	4	5	21	19		2	60	49	5	6	73	47	1	25	12	10		2	
山口県	13	11	2	27	19	1	7	60	45	4	11	54	41	13	26	25			1	
徳島県	3	1	2	23	20		3	51	39	6	6	91	53	38	12	10			2	
香川県	6	3	3	8	6		2	32	29		3	62	26	36	19	14			5	
愛媛県	6	6		20	10	5	5	54	43	8	3	86	43	43	32	23			9	
高知県				14	8	2	4	37	28	5	4	64	36	28	14	11			3	
福岡県	20	15	5	33	28		5	62	48	7	7	109	74	35	50	48			2	
佐賀県	4	4	4	13	11		2	52	42	3	7	47	29	18	8	5			3	
長崎県	8	2	3	3	14	10	4	67	47	6	14	37	19	18	7	5	1	1	1	
熊本県	1	1		26	22		4	47	40		7	44	9	6	29	12	5	4	3	
大分県	1	1		13	11		2	21	20	1	1	18	11	7	9	7			2	
宮崎県	7	4	2	8	8		8	24	20	1	3	36	10	26	4	2			2	
鹿児島県				25	17	2	6	46	33	1	12	75	36	39	14	9			5	
沖縄県	8	2	6	23	19		4	34	12	3	19	37	9	28	9				9	
札幌市	11	6	3	2	8	5	1	2	4	3	1	5	2	3	3	2			1	
仙台市	10	6	4	7	5		2	5	3		2	9	6	3						
さいたま市	13	13		1		1		7	6	1		3	2	1	12	3			9	
千葉市	14	8	2	4	4		4	8	6		2	18	9	9	9	6			3	
横浜市	27	19	4	4	5	4	1	12	10	1	1	15	15		29	26			3	
川崎市	20	15	5	6	3	3		17	10		7	1	1		5	1			4	
新潟市	9	8	1	10	5	2	3	16	14	1	1	25	13	12	12	9			3	
静岡市	11		9	2	4		4	13	1	11	1	32	20	5	7	17	8	7	2	
浜松市	8	4	4	11	10		1	20	18		2	22	19	3	6	6				
名古屋市	17	12	2	3	1	1		4	2		2	21	8	8	5	9	4	3	2	
京都市	20	14	3	3	1	1		12	9	2	1	18	16	2	17	16			1	
大阪市	32	22	3	7	5	4	1	12	10	1	1	6	3	3	7	6			1	
堺市	10	9	1	2		2	7	6		1	15	7		8	8	7			1	
神戸市	18	18		4	3		1	3	3		4	13	9	4	3	3				
広島市	9	6	3	6	4		2	34	24	2	8	14	10	4	1	1				
北九州市	18	12	6	6	6		1	19	13		6	12	9	3						
福岡市	9	6	3	4	3		1	5	5		8	5	3							
函館市	3	1	2				3	3	3		3	2		1						
旭川市	2	2		2	1		1	1			1	4	2	2						
青森市	6	4	2	6	4	2		3	2		1	14	3	11	3				3	
秋田市	4	1	3	1	1		7	7			3	2		1						
郡山市	5	5		2	1		1	1	1		8	6		2	6	4			2	
いわき市	15	8	4	3	5	2	2	1	6	4	1	1	5	5	2	2			2	
宇都宮市	7	2	5	7	5		2	6	3	1	2	5		5	2	2				
川越市	4	2	2	3	2	1		2	1		1	4	1	3	2	1			1	
船橋市	8		8	2	2		1	1			1	6	3	3	3	2			1	
横須賀市	5	4		1	3	3		1	1		2			2	1					
相模原市	10	7	3	2	2		14	14			4	4		5	2	3			3	
富山市	2		1	1		1		10		8	2	16		6	10	9		4	5	
金沢市	5	5		2	2		1	7	5		2	9	7	2	7	5			2	
長野市	3	3		1			1	11	11			9	5	4	2	2				
岐阜市	5	5		6	5	1		5	5		7	5		2	4	4				
豊橋市	3	1	2	2	2		5	3	1	1	5	2		3	1	1				
岡崎市	5	5					11	9	1	1	10	9		1	7	6			1	
豊田市	5		1	4	2	1	1	4	4		5	4		1	4	3			1	
高槻市	5	5		2	1	1		2	2		5	2		1	2					
東大阪市	8	1	5	2	3		1	2	2	2		2		2	2		1		1	
姫路市	13	6	7	11	7		4	6	4		2	16	11	5	6	5			1	
奈良市	4	4					4	4				12	8	4	6	5			1	
和歌山市	6	6		3	3		12	12			19	19		8	8					
岡山市	8	4	3	1	1		32	26	3	3	16	12		4	3	3				
倉敷市	11	8		3	12	9		3	19	17	1	1	6	6		2	1		1	
福山市	6	2		4	6	6		15	15			36	26	10	5	5				
下関市	2	1		1	4	4		5	3		2	7	5	2	1	1				
高松市	5	2		3			8	7		1	10	6		4	2	1			1	
松山市	5	5		3	2	1		10	6		4	17	10	7	1	1				
高知市	3		3	1	1		3	3			20	6		14	2	1			1	

表 - 10 (4) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉									合計		
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小計								
	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	9	5		4	280	179	9	92	297	188	9	100
青森県	10	4	3	3	139	67	20	52	142	68	20	54
岩手県	8	2		6	173	64	50	59	173	64	50	59
宮城県	5	4		1	142	90		52	146	94		52
秋田県	3	3			94	69	3	22	94	69	3	22
山形県	8	6		2	131	60	6	65	139	64	6	69
福島県	8	8			146	115	4	27	176	143	4	29
茨城県	13	6	2	5	491	206	36	249	532	246	36	250
栃木県	9	6		3	224	162	2	60	287	216	2	69
群馬県	8	1		7	204	129	4	71	218	138	4	76
埼玉県	16	6		10	378	259	13	106	431	290	13	128
千葉県	17	7		10	453	259	10	184	464	267	10	187
東京都	26	14	1	11	367	163	97	107	370	166	97	107
神奈川県	8	7		1	165	128	8	29	166	129	8	29
新潟県	20	14		6	260	174	10	76	276	183	10	83
富山県	3	1		2	97	65	1	31	139	106	1	32
石川県					99	64	1	34	100	65	1	34
福井県	6	4		2	129	90	4	35	148	101	4	43
山梨県	6	5		1	104	72	1	31	108	76	1	31
長野県	8	7		1	218	170	5	43	241	179	5	57
岐阜県	13	12		1	275	226	22	27	278	228	22	28
静岡県	26	13		13	371	231	56	84	440	287	56	97
愛知県	11	6		5	332	250	15	67	481	355	15	111
三重県	14	9		5	248	159	32	57	284	188	32	64
滋賀県	11	10		1	161	120	3	38	182	132	3	47
京都府					95	58	7	30	99	60	7	32
大阪府	10	5		5	175	126	7	42	195	143	7	45
兵庫県	16	13		3	334	264	8	62	345	275	8	62
奈良県	3	2		1	201	118		83	201	118		83
和歌山県	5	3		2	111	71	4	36	111	71	4	36
鳥取県	2	1		1	105	71	5	29	105	71	5	29
島根県	8	3	3	2	95	46	20	29	99	50	20	29
岡山県	9	9			137	103	4	30	140	105	4	31
広島県	16	11		5	191	140	6	45	196	145	6	45
山口県	8	6		2	188	147	5	36	204	159	5	40
徳島県	4	4			184	127	6	51	184	127	6	51
香川県	7	5		2	134	83		51	136	84		52
愛媛県	17	8		9	215	133	13	69	215	133	13	69
高知県	4	3		1	133	86	7	40	133	86	7	40
福岡県	19	17		2	293	230	7	56	322	243	7	72
佐賀県	6	3		3	130	90	3	37	133	93	3	37
長崎県	6	3	1	2	139	86	11	42	140	87	11	42
熊本県	10	4	4	2	140	81	14	45	161	93	14	54
大分県	3	3			65	53		12	65	53		12
宮崎県					79	44	3	32	80	45	3	32
鹿児島県	7	6		1	167	101	3	63	169	102	3	64
沖縄県	7	2		5	118	44	3	71	119	45	3	71
札幌市	2	2			33	20	5	8	34	21	5	8
仙台市	2	1		1	33	21		12	36	24		12
さいたま市	6	3		3	42	27	2	13	42	27	2	13
千葉市	4	1		3	57	34	2	21	59	35	2	22
横浜市	5	5			93	79	6	8	97	82	6	9
川崎市	4	3		1	53	33	3	17	58	38	3	17
新潟市	2	2			74	51	3	20	74	51	3	20
静岡市	6	6			83	35	36	12	104	54	36	14
浜松市	2	1		1	69	58		11	75	64		11
名古屋市	6		3	3	58	27	16	15	77	44	16	17
京都市	2	2			70	58	5	7	79	67	5	7
大阪市					62	45	4	13	74	56	5	13
堺市	2	2			44	31		13	56	43		13
神戸市	1	1			42	37		5	42	37		5
広島市	4	3		1	68	48	2	18	70	50	2	18
北九州市	2	1		1	57	41		16	68	50		18
福岡市	1			1	27	19		8	27	19		8
函館市					9	6		3	9	6		3
旭川市	3			3	12	5		7	12	5		7
青森市	4	1		3	36	14	4	18	36	14	4	18
秋田市	1	1			16	12		4	17	13		4
郡山市					22	17		5	22	17		5
いわき市					33	19	7	7	38	23	7	8
宇都宮市	1			1	28	12	6	10	29	12	6	10
川越市					15	7	1	7	16	8	1	7
船橋市					20	5	10	5	22	5	11	6
横須賀市	5			5	17	8		9	17	8		9
相模原市	1			1	36	29		7	36	29		7
富山市	2		1	1	40		21	19	49		22	27
金沢市	1	1			31	25		6	31	25		6
長野市					26	21		5	26	21		5
岐阜市	1	1			28	25	1	2	30	27	1	2
豊橋市					16	9	3	4	22	14	3	5
岡崎市					33	29	1	3	35	30	1	4
豊田市					20	12	1	7	28	15	1	12
高槻市					14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市					17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	1	1			53	34		19	75	56		19
奈良市	2	1		1	28	22		6	29	22		7
和歌山市	7	7			55	55			61	61		
岡山市	2			2	62	46	6	10	62	46	6	10
倉敷市	3			3	53	41	1	11	72	60	1	11
福山市					68	54		14	73	58		15
下関市	2	2			21	16		5	23	18		5
高松市					25	16		9	27	18		9
松山市	1			1	37	24	1	12	38	25	1	12
高知市					29	11	3	15	29	11	3	15
長崎市					25	20	1	4	25	20	1	4
熊本市	1	1			22	20	2	2	22	20	2	2
大分市	3	3			43	24	3	16	47	28	3	16
宮崎市					19	10		9	19	10		9
鹿児島市	1			1	36	18	2	16	38	20	2	16
合計	526	323	18	185	11120	7214	717	3189	12120	7980	721	3419

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (5) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設												小計					
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉					
	19年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)	19年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第(c)
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県	1		1							1		1				2		2
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県	2	2										1	1			3	3	
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	5	3	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (6) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																			
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満							
	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)} 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一(c) ^{注3)} 法施行後設置	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)} 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一(c) ^{注3)} 法施行後設置	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)} 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一(c) ^{注3)} 法施行後設置	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)} 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一(c) ^{注3)} 法施行後設置	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)} 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一(c) ^{注3)} 法施行後設置					
北海道									1	1										
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県							2	2												
茨城県																				
栃木県																				
群馬県	2		2						1	1										
埼玉県																				
千葉県																				
東京都							1		1											
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県									1	1										
福井県							2	2	2			2	1							
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府							1	1												
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県							1	1												
香川県																				
愛媛県							1		1											
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県							2	2												
札幌市																				
さいたま市																				
千葉市							1		1											
横浜市							1		1											
川崎市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市				1	1															
宇都宮市																				
川崎市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市	1	1																		
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	3	1	2	0	1	1	0	0	12	8	1	3	5	3	0	2	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (7) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉									合 計		
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小 計								
	19年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	19年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	19年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
北海道					1	1			1	1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2	2			2	2		
茨城県												
栃木県					2		2		2		2	
群馬県					1	1			3	1		2
埼玉県												
千葉県												
東京都					1			1	1			1
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県					1	1			1	1		
福井県					5	2		3	5	2		3
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府					1	1			1	1		
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県					1	1			1	1		
香川県												
愛媛県					1			1	4	3		1
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					2	2			2	2		
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市					1		1		1		1	
横浜市					1			1	1			1
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1	1			1	1		
宇都宮市												
川崎市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市					1	1			1	1		
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	0	0	0	22	13	3	6	27	16	3	8

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	2	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	267	46
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	879	238
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 ^{注3)}	-	8
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	-	36

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要件件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要件件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県	2			
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
川崎市				
船橋市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
奈良市				
和歌山市				
岡山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	2	0	0	0

表 - 1 4 その他の届出等の状況
(法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
北海道	4	15			4	-
青森県	1	15				-
岩手県	2	8				-
宮城県	5	10	1	1		-
秋田県	6	3				-
山形県	4	10	2	2		-
福島県	10	13	2	6		-
茨城県	17	48	6	19		-
栃木県						-
群馬県	2	34		4		-
埼玉県	9	22		6		-
千葉県	18	43	2	10		-
東京都	6	40				-
神奈川県	17			4		-
新潟県	12	10	3	2		-
富山県	3	17		3		-
石川県	1	7				-
福井県	6	15		3		-
山梨県	4	15		4		-
長野県	4	4		8		-
岐阜県	1	7				-
静岡県	11	26	3	1		-
愛知県	27	54	3	2		-
三重県	3	9		1		-
滋賀県	2	13				-
京都府	2	4	2	1		-
大阪府	5	9		3		2
兵庫県	4	28	1	18		5
奈良県	1	2				-
和歌山県	1	11				-
鳥取県	3	5		1		-
島根県	6		6			-
岡山県	5	4				-
広島県	10	12		1		2
山口県	2	9			1	-
徳島県		12				-
香川県	5	14		3	1	4
愛媛県	2	16				-
高知県	1	7				-
福岡県		4				-
佐賀県	6	4				-
長崎県	2	3				-
熊本県	2	20		1		-
大分県						-
宮崎県		5				-
鹿児島県	1	4				-
沖縄県		6				-
札幌市		12	1	5		-
仙台市		1				-
さいたま市	1	5				-
千葉市	3	9	3	4		-
横浜市	5	9		1		-
川崎市	3	14	2	10		-
新潟市	6	12	2	4		-
静岡市	5					-
浜松市			1	2		-
名古屋市	3	6	1	5		-
京都市	1	8		8		-
大阪市		41		32		5
堺市		2				-
神戸市		2				-
広島市	1	7		18		-
北九州市	5	9			3	2
福岡市						-
函館市		2				-
旭川市						-
青森市		3				-
秋田市			1			-
郡山市		2		2		-
いわき市	1	9		14		-
宇都宮市						-
川崎市	1	2				-
船橋市						-
横須賀市		8	1	13		-
相模原市	1	3	1	3		-
富山市		3				-
金沢市						-
長野市	1	3		2		-
岐阜市						-
豊橋市						-
岡崎市		2				-
豊田市		2		1		-
高槻市						-
東大阪市						-
姫路市	3	8				-
奈良市						-
和歌山市	2	4				1
岡山市	1	17		1		2
倉敷市	5	17		1		12
福山市		3				-
下関市	1	5				-
高松市		4	2	2		-
松山市	1	2			3	-
高知市		1		2		-
長崎市						-
熊本市						-
大分市		4				1
宮崎市						-
鹿児島市	1	4				-
合計	267	879	46	238	8	36

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
 注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
 注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	171	30
法第34条第1項に基づく立入検査件数	6,751	1,119
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	777	185

表 - 2（1） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	件数	大気関係				
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}				
		設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	21	21	3	18	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	16	16	3	13	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
口頭指導件数 ^{注1)}	2,277	53	22	31	1,111	1,113
文書指導件数 ^{注1)}	1,836	54	33	21	1,453	329
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数 (水質関係 - 全国)

(平成 1 9 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 0 年 3 月 3 1 日)

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第 1 5 条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 1 5 条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 3 条第 3 項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
瀬戸内海法第 1 1 条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	140	0	0	0	33	107
文書指導件数 ^{注1)}	62	1	0	1	46	15
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注 1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第 1 5 条)、改善命令及び一時停止命令 (法第 2 2 条第 1 項)、並びに措置命令 (法第 2 3 条第 3 項、瀬戸内海法第 1 1 条) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注 2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 3) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係 - 全国）^{注1)}

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	件数	大気関係		件数	水質関係		
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}			基準超過判明の端緒 ^{注2)}		
		設置者による測定	行政		設置者による測定	行政	
基準超過件数	102 ^{注3)}	48	54	2 ^{注4)}	0	2	
注5) 措置状況	口頭指導件数	53	22	31	0	0	0
	文書指導件数	54	33	21	1	0	1
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	21	3	18	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	16	3	13	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	6	3	3	0	0	0
	その他	14 ^{注6)}	1	13	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	45	21	24	0	0	0
	対策実施中	37	18	19	1	0	1
	廃止	7	5	2	0	0	0
	未対応	13	4	9	1	0	1

- 注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成19年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。
同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成19年度に入り執られた措置は含まない。
- 注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
- 注3) 廃棄物焼却炉98、アルミニウム合金製造施設4
- 注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は
- 注5) 表 - 1及び表 - 2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。
- 注6) うち、14件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 - 4 (1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第 3 4 条第 1 項 に基づく報告徴収 件数	法第 3 4 条第 1 項 に基づく立入検査 件数	法第 3 4 条第 1 項 の立入検査に伴う 測定件数
北海道	1	139	11
青森県		143	7
岩手県	3	167	5
宮城県		13	13
秋田県	1	49	11
山形県	5	120	20
福島県	4	13	10
茨城県	7	365	7
栃木県		91	21
群馬県		119	
埼玉県	1	559	68
千葉県		285	17
東京都		60	21
神奈川県		126	5
新潟県		25	5
富山県		7	4
石川県		38	
福井県	1	310	12
山梨県	5	115	5
長野県		455	8
岐阜県		300	16
静岡県	2	231	16
愛知県		343	8
三重県	2	108	22
滋賀県	1	27	27
京都府		119	8
大阪府		91	6
兵庫県	4	126	4
奈良県		81	
和歌山県		4	4
鳥取県		75	20
島根県		94	5
岡山県		35	
広島県		48	15
山口県		12	2
徳島県		24	10
香川県		107	24
愛媛県		17	
高知県			
福岡県	12	98	8
佐賀県		120	
長崎県		165	15
熊本県	27	42	5
大分県	2	32	1
宮崎県		47	47
鹿児島県		7	7
沖縄県		7	5
札幌市		11	3
仙台市		24	9
さいたま市		42	5
千葉市		10	10
横浜市		15	16
川崎市		18	9
新潟市		5	5
静岡市		27	5
浜松市			
名古屋市	3	118	10
京都市		8	8
大阪市		132	
堺市		16	8
神戸市		10	4
広島市		5	1
北九州市		11	9
福岡市		14	4
函館市		6	
旭川市		2	2
青森市	4		
秋田市		3	3
郡山市	1	2	2
いわき市	3	3	3
宇都宮市		3	3
川崎市		13	13
船橋市		6	6
横須賀市		8	
相模原市		51	20
富山市		2	2
金沢市			
長野市	2	30	10
岐阜市		24	
豊橋市		5	1
岡崎市	22	22	2
豊田市		66	4
高槻市		16	2
東大阪市		4	4
姫路市		45	
奈良市		1	
和歌山市	1	8	8
岡山市	7	120	
倉敷市		16	14
福山市		23	7
下関市			
高松市		8	2
松山市		2	
高知市			
長崎市	25	5	1
熊本市		5	2
大分市		3	
宮崎市		199	5
鹿児島市	25	25	30
合 計	171	6751	777

表 - 4 (2) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
						基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定	行政		
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県					1	1		1		
茨城県										
栃木県					1	1		1		
群馬県										
埼玉県					3	3		3		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県					1	1		1		
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県					2	2	1	1		
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県					1	1		1		
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県					5	5	2	3		
札幌市										
仙台市					1	1		1		
千葉市										
横浜市										
川崎市										
新潟市					1	1		1		
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市										
秋田市										
郡山市					1	1		1		
いわき市										
宇都宮市										
川崎市										
船橋市										
横須賀市										
相模原市										
富山市										
金沢市										
長野市					2	2		2		
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
奈良市										
和歌山市										
岡山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市					2	2		2		
鹿児島市										
合計	0	0	0	0	21	21	3	18	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (3) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) 注3)					
	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況注2)	その他	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況注2)	その他				
	基準超過判明の端緒注1)	設置者による測定			行政				設置者による測定	行政		
北海道						22	2	1	1	9	11	
青森県						20	2	1	1	7	11	
岩手県						11	2	2		5	4	
宮城県	2	2		2		10	5		5	5		
秋田県						4	1		1		3	
山形県						72	3	1	2	23	46	
福島県						5				5		
茨城県						93	1		1	92		
栃木県						110	2		2	17	91	
群馬県						57	2	2		12	43	
埼玉県						99	6		6	27	66	
千葉県						5	1	1		4		
東京都						118	2	2		66	50	
神奈川県						43				38	5	
新潟県	1	1		1		29				22	7	
富山県						6	1	1		2	3	
石川県						11				5	6	
福井県						21				9	12	
山梨県						48				6	42	
長野県	2	2	1	1		63				1	62	
岐阜県						11				11		
静岡県						43				37	6	
愛知県						211				4	207	
三重県						43	2	2		26	15	
滋賀県						25	2		2	22	1	
京都府						8					8	
大阪府						92				92		
兵庫県						75				67	8	
奈良県						99				18	81	
和歌山県						17				12	5	
鳥取県						36	2	1	1	34		
島根県						9				9		
岡山県						24				24		
広島県	1	1		1		53				31	22	
山口県						4				4		
徳島県						37				35	2	
香川県						39				23	16	
愛媛県												
高知県						3				3		
福岡県						109				106	3	
佐賀県						74	2	2		28	44	
長崎県						7	1		1	3	3	
熊本県						2				2		
大分県						18				18		
宮崎県						7				7		
鹿児島県												
沖縄県	5	5	2	3		28				1	27	
札幌市						2					2	
仙台市						15	3	3		10	2	
さいたま市						2				2		
千葉市												
横浜市						3	3	1	2			
川崎市												
新潟市	1	1		1								
静岡市												
浜松市												
名古屋市						9	2	1	1	7		
京都市						7				7		
大阪市						40					40	
堺市						4					4	
神戸市						10					10	
広島市						8				8		
北九州市						1	1	1				
福岡市												
函館市						4				1	3	
旭川市						1				1		
青森市						2				2		
秋田市												
郡山市												
いわき市						1				1		
宇都宮市						1				1		
川越市												
船橋市						1				1		
横須賀市						2					2	
相模原市						1					1	
富山市												
金沢市						7				2	5	
長野市	2	2		2		29				4	25	
岐阜市						24				24		
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市						7					7	
東大阪市												
姫路市						6				6		
奈良市						1					1	
和歌山市						7	1		1	6		
岡山市						120				24	96	
倉敷市												
福山市						4	1		1	3		
下関市						4				4		
高松市												
松山市						12				10	2	
高知市						3				3		
長崎市												
熊本市						8				5	3	
大分市						3				3		
宮崎市	2	2		2		2				2		
鹿児島市						5	3		3	2		
合計	16	16	3	13	0	0	2277	53	22	31	1111	1113

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (4) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}						罰則適用 件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による 測定	行政				
北海道	26	1		1	2	23	
青森県	1	1	1				
岩手県	8	2	2		6		
宮城県	5	5		5			
秋田県	1	1		1			
山形県	6	4	2	2		2	
福島県	3				3		
茨城県	10	2	2		8		
栃木県	25	1	1		24		
群馬県	3				1	2	
埼玉県	15	3	3		5	7	
千葉県	101	2		2	37	62	
東京都							
神奈川県	1	1	1				
新潟県	24				23	1	
富山県	48				48		
石川県	1				1		
福井県	36	2	2		21	13	
山梨県	84				61	23	
長野県	10					10	
岐阜県	18	3	2	1	15		
静岡県	3				3		
愛知県	14	1	1		13		
三重県	28	1		1	26	1	
京都府							
大阪府	83				83		
兵庫県							
奈良県	83				83		
和歌山県							
鳥取県	8	2	1	1	4	2	
島根県	2	2	2				
岡山県	2				2		
広島県	51				48	3	
山口県	62				62		
徳島県	110				110		
香川県	60				35	25	
愛媛県	62				62		
高知県	80				80		
福岡県	11	4	3	1		7	
佐賀県	6				6		
長崎県	2	1		1		1	
熊本県							
大分県	2				2		
宮崎県							
鹿児島県	268				268		
沖縄県							
札幌市							
仙台市	33	4	4		3	26	
さいたま市							
千葉市	54				54		
横浜市							
川崎市							
新潟市	90				90		
静岡市							
浜松市							
名古屋市	10	2	1	1	8		
京都市	1					1	
大阪市							
堺市	45					45	
神戸市	19				19		
広島市	24				23	1	
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市	5	5	5				
秋田市							
郡山市	16					16	
いわき市	1				1		
宇都宮市							
川越市	1	1		1			
船橋市							
横須賀市							
相模原市							
富山市							
金沢市	2				2		
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市	1	1		1			
高槻市							
東大阪市							
姫路市	3				3		
奈良市	2				2		
和歌山市	39	1		1		38	
岡山市	83				83		
倉敷市							
福山市	1				1		
下関市	2	1		1	1		
高松市							
松山市	14				14		
高知市	7				7		
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市	20					20	
合計	1836	54	33	21	1453	329	
						0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第 3 4 条第 1 項 に基づく報告徴収 件数	法第 3 4 条第 1 項 に基づく立入検査 件数	法第 3 4 条第 1 項 の立入検査に伴う 測定件数(水質基 準適用事業場)
北海道		25	2
青森県		4	
岩手県		1	
宮城県		1	1
秋田県			
山形県		18	1
福島県		6	5
茨城県		31	6
栃木県		12	2
群馬県		8	
埼玉県		163	6
千葉県		36	29
東京都		79	5
神奈川県		77	
新潟県	1	10	6
富山県		2	2
石川県		8	
福井県		33	1
山梨県		5	
長野県		157	
岐阜県		17	2
静岡県	1	26	7
愛知県		29	10
三重県		6	
滋賀県			
京都府		7	1
大阪府		16	
兵庫県		51	4
奈良県	1	1	
和歌山県			
鳥取県		6	2
島根県		13	1
岡山県		2	
広島県		11	
山口県			
徳島県		6	6
香川県		15	3
愛媛県			
高知県			
福岡県		2	2
佐賀県		8	
長崎県		9	1
熊本県		1	1
大分県			
宮崎県		6	3
鹿児島県			
沖縄県			
札幌市			
仙台市		3	3
さいたま市		4	4
千葉市			4
横浜市		21	28
川崎市		8	4
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市		13	3
京都市			
大阪市		18	1
堺市			
神戸市		13	
広島市			
北九州市		4	5
福岡市			
函館市		1	
旭川市		2	2
青森市			
秋田市			
郡山市		1	1
いわき市	5	5	5
宇都宮市		1	1
川越市			
船橋市			
横須賀市		6	
相模原市			
富山市		3	3
金沢市			
長野市		6	
岐阜市		5	
豊橋市			
岡崎市	7	7	1
豊田市		47	
高槻市		3	
東大阪市			
姫路市			
奈良市			
和歌山市		3	3
岡山市	1	23	
倉敷市		2	2
福山市			
下関市			
高松市			
松山市			
高知市			
長崎市	14	2	
熊本市		4	
大分市		4	4
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
合計	30	1119	185

表 - 5 (2) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)

	法第 1 5 条に基づく計画変更命令件数	法第 1 5 条に基づく計画廃止命令件数	法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数						法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数								
			排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}			排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}					
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定	行政	設置者による測定	設置者による測定	行政	基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定	行政	基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定	行政			
北海道																	
青森県																	
岩手県																	
宮城県																	
秋田県																	
山形県																	
福島県																	
茨城県																	
栃木県																	
群馬県																	
埼玉県																	
千葉県																	
東京都																	
神奈川県																	
新潟県																	
富山県																	
石川県																	
福井県																	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県																	
広島県																	
山口県																	
徳島県																	
香川県																	
愛媛県																	
高知県																	
福岡県																	
佐賀県																	
長崎県																	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市																	
横浜市																	
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
秋田市																	
釧路市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
川崎市																	
船橋市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富士市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
奈良市																	
和歌山市																	
岡山市																	
倉敷市																	
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 2) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注 3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第 1 5 条、1 6 条)、改善命令及び一時停止命令 (法第 2 2 条第 1 項)、並びに措置命令 (法第 2 3 条第 3 項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (3) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)

	法第 2 3 条 第 3 項に基 づく措置命 令件数	瀬戸内海法第 1 1 条に基づく措置命令件数				法に基づかない指導等件数 (口頭指導) 注 3)				
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況注 2)	その他	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況注 2)	その他	
		基準超過判明の端緒注 1) 設置者による 測定	行政			基準超過判明の端緒注 1) 設置者による 測定	行政			
北海道						2			2	
青森県						1				1
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県						13			5	8
福島県										
茨城県						2			2	
栃木県						12				12
群馬県										
埼玉県						14				14
千葉県										
東京都										
神奈川県						3			2	1
新潟県						2				2
富山県						1				1
石川県										
福井県						2				2
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県						2			1	1
愛知県						41				41
三重県										
滋賀県										
京都府						5			5	
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県						1				1
愛媛県										
高知県										
福岡県						2			2	
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市						4				4
川崎市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
広島市						2			2	
北九州市										
福岡市										
函館市						1				1
旭川市										
青森市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
川崎市										
船橋市										
横須賀市						2			2	
相模原市										
富士市										
金沢市										
長野市										
岐阜市						5			5	
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
奈良市										
和歌山市										
岡崎市						23			5	18
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合計	0	0	0	0	0	140	0	0	33	107

注 1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 2) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注 3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第 1 5 条、1 6 条)、改審命令及び一時停止命令 (法第 2 2 条第 1 項)、並びに措置命令 (法第 2 3 条第 3 項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (4) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}				罰則適用
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	
		設置者による測定	行政		
北海道	5				5
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県	3				3
石川県					
福井県	1				1
山梨県	1				1
長野県					
岐阜県					
静岡県	2	1	1	1	1
愛知県					
三重県					
滋賀県	1				1
京都府					
大阪府	13				13
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県	1				1
山口県	2				2
徳島県					
香川県	4				1
愛媛県					3
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	11				11
横浜市					
川崎市					
新潟市	9				9
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
秋田市					
郡山市	4				4
いわき市					
宇都宮市					
川崎市					
船橋市					
横須賀市					
相模原市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
奈良市					
和歌山市					
岡山市	5				5
倉敷市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合計	62	1	0	1	46
					19
					0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、並びに措置命令 (法第23条第3項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）}

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設 数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2）}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	26	-	-	5	1	32	
製鋼用電気炉	96	-	-	7	4	107	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	19	-	-	1	0	20	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	730	-	-	57	40	827	
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	978	21	0	80	36	1,094
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,301	27	1	103	83	1,488
	2 t/h未満 ^{注3）}	5,843	197	20	1,480	1,054	8,397
	小計	8,122	245	21	1,663	1,173	10,979
合計	8,993	245	21	1,733	1,218	11,965	

注1）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)^{注1)}

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		0	-	-	0
製鋼用電気炉		1	-	-	3
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	-	-	0
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		7	-	-	15
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	4	3	0	14
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	9	2	0	13
	2 t/h未満 ^{注2)}	133	36	2	368
	小計	146	41	2	395
合計		154	41	2	413

注1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）注2）注3）}

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4）}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩 ^ハ ル ^フ （ケラト ^ハ ル ^フ ）又は亜硫酸 ^ハ ル ^フ （サルファイト ^ハ ル ^フ ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	32	0	1	33
カーボン法 ^{アセ} レンの製造の用に供する ^{アセ} レン洗浄施設	8	1	0	9
硫酸 ^カ ルク ^ム の製造の用に供する ^{アセ} レン洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{アセ} レン洗浄施設	2	0	0	2
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{アセ} レンを処理する施設のうち ^{アセ} レン洗浄施設	0	0	0	0
塩化ビニル ^{モノ} マーの製造の用に供する二塩化 ^{アセ} レン洗浄施設	5	0	0	5
カーボ ^ナ ムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	2	0	0	2
クロ ^ロ ベンゼン又はジ ^{クロ} ベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4- ^{クロ} ロ ^ロ 酸水素 ^{トリ} ウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{アセ} レン洗浄施設	2	0	0	2
2,3-ジ ^{クロ} -1,4- ^ナ フタキ ^ン の製造の用に供するろ過施設及び ^{アセ} レン洗浄施設	0	0	0	0
ジ ^メ チル ^シ ン ^ク イソットの製造の用に供する ^{アセ} レン誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{アセ} レン洗浄施設、湿式集じん施設	14	0	1	15
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{アセ} レン洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{アセ} レン洗浄施設	12	2	0	14
廃棄物焼却炉に係る ^{アセ} レン洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	317	27	18	362
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	4	1	0	5
^{アセ} レン類の破壊の用に供する施設のうち ^{アセ} レン反応施設、 ^{アセ} レン洗浄施設及び湿式集じん施設	17	1	1	19
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	216	3	4	223
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	25	3	1	29
合計	662	38	26	726

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となつた日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバイド法アセチンの製造の用に供するアセチン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カーボラタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジエチルジニトロの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	6	10
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	1	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	2
合計	8	14

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 5 (3) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設							廃棄物焼却炉												
	乾燥炉			小 計				4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満								
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等の報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等の報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告施設数 (a+b+c+d)					
北海道				13			13	17						2	26					
青森県								7						1	22					
岩手県								5							26					
宮城県				1	1		2	6							28					
秋田県								3							13					
山形県				8			8	7							11					
福島県	2			26	2		28	3							32					
茨城県	2			27	1	5	33	23							65					
栃木県	2	1		57	2		59	9							30					
群馬県	1			12		1	13	17							31					
埼玉県	4			39	3	2	44	40	1						82					
千葉県				7		1	8	43							78					
東京都								105	1						45					
神奈川県								28							29					
新潟県				8	1	1	10	2							4					
富山県				43			43	7							53					
石川県							1	1							18					
福井県	2			18	1		19	5							15					
山梨県	1			4			4	3							22					
長野県	3			20	2	1	23	7							30					
岐阜県				2	1		3	2							36					
静岡県	4		1	57	8	3	68	27	15						55					
愛知県	11	1		123	3		126	43							51					
三重県	2			31	2	2	35	17							37					
滋賀県	3			20			20	4							28					
京都府				1		3	4	5							15					
大阪府	3	1		13	3		16	34							39					
兵庫県				9			9	26	1						39					
奈良県								4							24					
和歌山県								5							14					
鳥取県								5							8					
島根県								5							7					
岡山県	1			3			3	4							14					
広島県				3			3	8							21					
山口県		1		3	2		5	10							27					
徳島県				1			1	1							23					
香川県				1			1	6							8					
愛媛県								7							21					
高知県															14					
福岡県	2		1	13	5	9	27	9							33					
佐賀県				2			2	4							13					
長崎県				1			1	8							14					
熊本県	1			19			19	1							26					
大分県				1			1	1							13					
宮崎県				1			1	7							8					
鹿児島県				2			2								23					
沖縄県								5							23					
札幌市								10							8					
仙台市								10							6					
さいたま市								13							1					
千葉市								12							4					
横浜市	1			4			4	24							5					
川崎市								18							6					
新潟市								5							9					
静岡市				20		3	23	8							4					
浜松市				5	1		6	3							11					
名古屋市				18			18	14							1					
京都市	1			6	3		9	15							1					
大阪市				2			2	29							5					
堺市	1			7			7	9							2					
神戸市								18							4					
広島市	1			2			2	9							6					
北九州市				5			5	16	2						6					
福岡市								9							4					
函館市								3												
旭川市								2							2					
青森市								6							6					
秋田市				1			1	4							1					
郡山市								5							2					
いわき市				1			1	13							6					
宇都宮市								6							6					
川越市				1			1	2							3					
船橋市				1			1	8							2					
横須賀市								5							3					
相模原市								7							2					
富山市		2		4	4		8	1							1					
金沢市								5							2					
長野市								3							1					
岐阜市								4							6					
豊橋市				5			5	3							2					
岡崎市				2			2	5												
豊田市	4			35			35	4							2					
高槻市								5							2					
東大阪市								8							3					
姫路市				8	8		16	8							11					
奈良市					1		1	4												
和歌山市								6							3					
岡山市								8							1					
倉敷市					1	8	9	8							12					
福山市								4							6					
下関市				10	2		12	2							4					
高松市				1			1	5												
松山市				1			1	5							3					
高知市								3							1					
長崎市								4							1					
熊本市								4							1					
大分市				2			2	9							2					
宮崎市								3							5					
鹿児島市				2			2	4							4					
合 計	52	6	2	60	730	57	40	827	978	21	0	80	36	1094	1301	27	1	103	83	1488

注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (4) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満								
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数(b)	ばいじんのみ報告施設数(c)	未報告施設数(d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数(b)	ばいじんのみ報告施設数(c)	未報告施設数(d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数(b)	ばいじんのみ報告施設数(c)	未報告施設数(d)					
北海道	94			17	2	113	51		32	3	86	18		2	1	21	
青森県	25			6		31	40		13	1	54	7		3		10	
岩手県	28			9	1	38	64		11	4	79	13		2		15	
宮城県	28	1				32	53	3	5	4	62	4		2		6	
秋田県	45			6		51	18		3		21	1				1	
山形県	25			4	1	30	61		2		63	7		1		8	
福島県	53			7	1	61	15		8		23	15		2		17	
茨城県	73			8	6	87	124	2	1	43	45	213	20	6	2	28	
栃木県	50	11		5	1	56	51	10	8	32	91	13	3	4	8	25	
群馬県	49	4	1			56	47	11	8	5	60	24	6	5	1	30	
埼玉県	79		1	12	4	96	27		14	7	48	51		15	22	88	
千葉県	68	1		8	11	87	79	2	1	63	34	177	21	11	7	39	
東京都	31	1		7	7	45	37	2	12	14	63	31	6	2	10	68	
神奈川県	30			6		36	29		11	1	41	14		4	4	22	
新潟県	26	2	1	5	33	65	48	4	2	11	18	79	10	4	18	32	
富山県	22			3		25	43				44	7				7	
石川県	25			1	4	30	28		7	12	47	5		1	3	9	
福井県	34			3		37	45		12		57	12		1		13	
山梨県	23			7		30	28	1	3	1	32	7		4		11	
長野県	66			16		82	60		15		75	9		7		16	
岐阜県	52	3		13	4	69	71		17	14	102	40	1	7	6	53	
静岡県	72	7	1	19	9	101	82	12	19	15	116	30	8	11	5	46	
愛知県	91			10		101	74		8	1	83	28		2	1	31	
三重県	49			8	7	64	51		20	18	89	15		6	2	23	
滋賀県	32	1		9	3	44	31		16	11	58	10	1	5		15	
京都府	17			4	8	29	26		3	7	36	6			2	8	
大阪府	33			15	5	48	23	1	3	1	27	8	1	1		9	
兵庫県	64	9		15	5	84	74	6	1	23	28	126	27	6	10	2	39
奈良県	35	1		7	3	45	38		2	37	32	109	8	3	4	15	
和歌山県	38			2		40	28		9	6	43	3		6		9	
鳥取県	34			2		38	26		6	11	43	3			4	7	
島根県	32			4	4	40	24		1	3	4	32	1	1	1	3	
岡山県	35	1		7	1	43	45	1	8	1	54	7		4		11	
広島県	54			5		59	47	1	1	8	15	71	7	2	3	12	
山口県	39			23		62	44		10	1	55	20		9		29	
徳島県	39	1		13		52	58	1	15	17	90	10	1	2		12	
香川県	25			5	2	32	38		11	8	57	14		4	1	19	
愛媛県	49	9		6		55	49	4	12	29	90	13	1	4	17	34	
高知県	17			19	1	37	26		9	29	64	4		3	7	14	
福岡県	33	4	3	5	21	62	41	3	15	53	109	8		2	40	50	
佐賀県	36			11	3	50	37	1	5	5	47	5		2	1	8	
長崎県	47			20		67	25		11	1	37	7				7	
熊本県	43			4		47	34	1	10	2	46	6		5	2	13	
大分県	15	3		4	2	21	13	1	4	1	18	4	1	3	2	9	
宮崎県	22			1		23	32		1	2	35	4				4	
鹿児島県	32	1		4	7	43	57		7	6	70	12		1	1	14	
沖縄県	29			4	1	34	22		7	9	38	7		2	1	10	
札幌市	1			3		4	5				5	3				3	
仙台市	5			1		6	8	1			9						
さいたま市	6			1		7	1		2		3	9		1	2	12	
千葉市	5			4		9	12	2	1	3	16	7		1		8	
横浜市	13					13	6		8	1	15	7		19	3	29	
川崎市	14	1		3		17	1				1	4			1	5	
新潟市	14			2		16	15		2	6	23	7		2	3	12	
静岡市	12			2		14	24		1	9	34	10		1	8	19	
浜松市	15			5		20	16	2	1	5	1	23		2	4	6	
名古屋市	4			4		11			5	5	21	6		1	2	9	
京都市	4			6	2	12	7		11		18	4		13		17	
大阪市	8			4		12	5		1		6	6		1		7	
堺市	5			1	1	7	9		2	3	14	6		1	1	8	
神戸市	2			1		3	10		3		13	1		2		3	
広島市	30			3		33	13		1		14	1				1	
北九州市	18	2				18	10		2		12						
福岡市	4			1		5	7		1		8						
函館市	1			2		3	3				3						
旭川市	1					1	4				4						
青森市	2					2	10			2	12	3				3	
秋田市	5					5	3				3						
郡山市	1					1	6		2		8	4		2		6	
いわき市	5			1		6	2		3		5	2				2	
宇都宮市	5	1		1		6	3		1	1	5	2				2	
川越市	2	1				2	4				4	2	2			2	
船橋市				1		1	2		3	2	7	3				3	
横須賀市	1					1	2				2	1				1	
相模原市	11			1	2	14	2		1	1	4	4		1		5	
富山市	9			1		10	12		3	1	16	8			1	9	
金沢市	7					7	7		1	1	9	7				7	
長野市	9	1		2		11	7		2		9	1		1		2	
岐阜市	2			3		5	5		2		7	3		1		4	
豊橋市	5					5	5				5	1				1	
岡崎市	9			2		11	9		1		10	7				7	
豊田市	3			1		4	5				5	2		2		4	
高槻市	2					2	4		1		5						
東大阪市				2		2	1			1	2	1				1	
姫路市	5				1	6	9		4	3	16	6				6	
奈良市	3			1		4	7		5		12	1		5		6	
和歌山市	9			3		12	8		9	2	19	3		5		8	
岡山市	23			7	2	32	13			3	16	3				3	
倉敷市	14			1	4	19	4		2		6			1	1	2	
福山市	9			6		15	30		4	2	36	4		1	5		
下関市	3			1	1	5	7				7	1				1	
高松市	8					8	8		2		10	1		1		2	
松山市	10					10	14		3		17	1				1	
高知市	2			1		3	10		4	6	20	1		1	2		
長崎市	3			1		4	7				11	2		2		4	
熊本市	6					6	5		3		8			1	1	2	
大分市	14	1		3		17	5		2	1	8			1	1	2	
宮崎市	2					2	6			1	7	1				2	
鹿児島市	7			5	1	13	10		1	11	3					3	

注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (5) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉										合計							
	50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)				小計													
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	
北海道	9					9	213		53	7	273	230			53	7	290	
青森県	9			1		10	109		26	1	136	112			26	1	139	
岩手県	8				1	9	144		22	6	172	144			22	6	172	
宮城県	5					5	122	4	1	11	5	139	125	4	1	12	5	143
秋田県	2			1		3	82		10		92	82			10		92	
山形県	8					8	118		7	2	127	126			7	2	135	
福島県	8					8	126		17	1	144	154			17	1	174	
茨城県	8			1	3	12	311	2	1	60	56	428	344	2	1	61	61	467
栃木県	7	2		2		9	156	29	26	41	223	215	29		28	41	284	
群馬県	6	3		1	1	8	174	24	1	20	7	202	189	24	1	20	8	218
埼玉県	6	1		4	4	14	278	2	1	53	38	370	322	2	1	56	40	419
千葉県	12			3	2	17	293	4	1	95	57	446	303	4	1	95	58	457
東京都	11		1	3	11	26	247	11	3	58	60	368	250	11	3	58	60	371
神奈川県	3			5		8	128		28	9	165	129			28	9	166	
新潟県	9	5		3	8	20	128	12	3	25	101	257	136	12	3	26	106	271
富山県	3					3	97		3	1	101	141			3	1	145	
石川県							68		9	21	98	68			9	21	99	
福井県	2			4		6	111		23		134	129			23		153	
山梨県	6					6	85	1	18	1	104	89	1		18	1	108	
長野県	6			2		8	177		41		218	197			41		241	
岐阜県	11			2		13	208	5	43	24	275	210	5		44	24	278	
静岡県	17	8		4	2	23	274	54	1	61	34	370	331	54	1	69	37	438
愛知県	8			2	1	11	292		27	4	323	430			31	4	465	
三重県	9			4	1	14	170		41	36	247	201			43	38	282	
滋賀県	7			3	1	11	110	2	34	17	161	130	2		34	17	181	
京都府							65		8	21	94	66			8	21	98	
大阪府	10					10	143	2	31	1	175	160	2		34	1	195	
兵庫県	11			4	1	16	238	26	1	56	40	335	249	26	1	56	40	346
奈良県	1			2	3	3	109	1	2	51	39	201	109	1	2	51	39	201
和歌山県	3			2		5	83		17	11	111	83			17	11	111	
鳥取県	1			1		2	77		9	17	103	77			9	17	103	
島根県	4	1		1	3	8	72	3	1	9	13	95	76	3	1	9	13	99
岡山県	7			2		9	111	2	22	2	135	114	2		22	2	138	
広島県	10			5	1	16	143	1	1	24	19	187	148	1	1	24	19	192
山口県	4			5		9	142		52	1	195	151			52	1	204	
徳島県	3			1		4	129	3	33	21	183	129	3		33	21	183	
香川県	6			1	1	7	97		20	12	129	98			20	12	130	
愛媛県	12	1		2	3	17	150	20	19	56	225	153	20		19	56	228	
高知県				1	3	4	59		34	40	133	59			34	40	133	
福岡県	5				14	19	113	11	3	29	148	293	128	11	3	34	157	322
佐賀県	6					6	101	1	18	9	128	104	1		18	9	131	
長崎県	6					6	103		35	1	139	104			35	1	140	
熊本県	5			6		11	115	1	25	4	144	135	1		25	4	164	
大分県	2			1		3	47	5	13	5	65	47	5		13	5	65	
宮崎県							73		2	2	77	74			2	2	78	
鹿児島県	7					7	129	1	12	16	157	131	1		12	16	159	
沖縄県				2	4	6	85		15	16	116	86			15	16	117	
札幌市	2					2	29		3		32	30			3		33	
仙台市	2					2	31	2	1	1	33	33	2		2	1	36	
さいたま市	3			3		6	33		6	3	42	33			6	3	42	
千葉市	3			1		4	43	2	7	3	53	44	2		8	3	55	
横浜市				4	1	5	53		36	5	94	57			36	5	98	
川崎市	4					4	46	1		5	51	51	1			5	56	
新潟市	1			1		2	45		5	21	71	45			5	21	71	
静岡市	2			2	4	8	60		4	26	90	80			4	29	113	
浜松市	1			1		2	42	2	1	18	9	70	47	2	1	19	9	76
名古屋市	5			1		6	41		10	7	58	60			10	7	77	
京都市				2		2	31		35	2	68	37			38	2	77	
大阪市							53		6		59	65			6		71	
堺市	1			1		2	32		6	5	43	44			6	5	55	
神戸市				1		1	34		7	1	42	34			7	1	42	
広島市	3			1		4	61		6		67	63			6		69	
北九州市	1					1	51	5	4	55	60	5			4	5	66	
福岡市	1					1	25		2		27	25			2		27	
函館市							7		2		9	7			2		9	
旭川市	1			1	1	3	10		1	1	12	10			1	1	12	
青森市	2			2		4	29		2	2	33	29			2	2	33	
秋田市	1					1	14				14	15					15	
郡山市							17		5		22	17			5		22	
いわき市							28		2	3	33	33			2	3	38	
宇都宮市	1					1	20	1	6	1	27	21	1		6	1	28	
川越市							13	3	2		15	14	3		2		16	
船橋市							15		3	3	21	17			3	3	23	
横須賀市	5					5	17				17	17					17	
相模原市	1					1	27		6	3	36	27			6	3	36	
富山市	2					2	33		4	3	40	38			4	3	49	
金沢市	1					1	29		1	1	31	29			1	1	31	
長野市							21	1	5	26	21	1			5	26	26	
岐阜市	1					1	21		7		28	23			7		30	
豊橋市							16				16	22					22	
岡崎市							30		3		33	32			3		35	
豊田市							16		3		19	51			3		54	
高槻市							13		1		14	13			1		14	
東大阪市							13		2	1	16	13			2	1	16	
姫路市	1					1	39		4	5	48	53			4	5	70	
奈良市				2		2	15		13		28	15			13		29	
和歌山市	1			6		7	30		23	2	55	35			23	2	61	
岡山市	2					2	49		8	5	62	49			8	5	62	
倉敷市	3					3	37		6	11	54	47			6	11	73	
福山市							52		13	3	68	54			13	3	73	
下関市	2					2	19		1	1	21	29			1	1	33	
高松市							22		3		25	24			3		27	
松山市	1					1	32		5		37	33			5		38	
高知市							16		5	8	29	16			5	8	29	
長崎市							16		8		24	16			8		24	
熊本市				1		1	16		5	1	22	16			5	1	22	
大分市	1				2	3	31	1	6	4	41	35	1		6	4	45	
宮崎市							15		2	2	19	15			2	2	19	
鹿児島市	1					1	29		5	2	36	31			5	2	38	
合計	339	21	1	109	74	523	8122	245	21	1663	1173	10979	8993	245	21	1733	1218	11965

注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 6 (1) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	製鋼用電気炉		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上		報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
			報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数		ばいじん等のみ報告施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県					3	3			3	3				
群馬県					1	1			1	1				
埼玉県														
千葉県														1
東京都											1			3
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県						2				2				
長野県								1		1				
岐阜県														
静岡県														
愛知県							4			4				
三重県														
滋賀県					1	1			1	1				
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県	1	2												
岡山県														1
広島県														
山口県														
徳島県														1
香川県														
愛媛県														2
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
新潟市														
静岡市					2	2			2	2				
浜松市														
名古屋市		1				1				1				
京都市														
大阪市														1
堺市														
神戸市														
広島市														
北九州市														2
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
川越市														
船橋市														
横須賀市														
相模原市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市											3	3		3
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
奈良市														
和歌山市														
岡山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合 計	1	3	0	0	7	14	0	1	7	15	4	3	0	14

表 - 6 (2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						廃棄物焼却炉									
	2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満						
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数				
北海道					1			1	1			1				
青森県												1				
岩手県								1				1				
宮城県								1				3				
秋田県	1			1						1		1				
山形県								1	1	1		3				
福島県																
茨城県								1				14				
栃木県												2				
群馬県					1	1		1	2	1		4				
埼玉県					1			2				3				
千葉県	1			1	1			2	2			9				
東京都				1				2	2			3				
神奈川県					3			7	1			5				
新潟県									5	4		5				
富山県									1			2				
石川県									1			9				
福井県								1				3				
山梨県																
長野県											1	1				
岐阜県								1				4				
静岡県									3			3				
愛知県								4		1		7				
三重県									1			3				
滋賀県					2			2	3			4				
京都府								3				3				
大阪府					6			6	3			3				
兵庫県									1			6				
奈良県																
和歌山県					1			1	7			7				
鳥取県									3	1		5				
島根県								1				2				
岡山県												6				
広島県					1			1				7				
山口県																
徳島県								1	1			5				
香川県								2				2				
愛媛県				1				2				5				
高知県												2				
福岡県	2			2				4	1			5				
佐賀県												1				
長崎県					3	3		3	1	1		1				
熊本県												2				
大分県					1			2				2				
宮崎県								1				3				
鹿児島県	2			2				3				1				
沖縄県																
札幌市												1				
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1			1				
横浜市					4	4		4	2	2		2				
川崎市	1			1				1				1				
新潟市																
静岡市					1	1		1	2	2		2				
浜松市									1			1				
名古屋市								2				1				
京都市								1								
大阪市								1				1				
堺市																
神戸市																
広島市				1								1				
北九州市								1				1				
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市												1				
秋田市																
都市市					1	1		1								
いわき市												1				
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市												1				
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市								1				2				
豊田市	2	2		2	1	1		1	1	1		1				
高槻市																
東大阪市																
姫路市					2			2	1			1				
奈良市																
和歌山市												1				
岡山市												1				
倉敷市								3								
福山市								1								
下関市																
高松市																
松山市									1	1		1				
高知市					1			1	1			1				
長崎市					2			3								
熊本市																
大分市																
宮崎市												1				
鹿児島市																
合計	9	2	0	13	33	11	0	81	50	14	2	174	27	5	0	68

表 - 6 (3) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉								合 計			
	50kg/h未満 (0.5m ² 以上)				小 計				報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数				
北海道					2			2	2			2
青森県								1				1
岩手県								2				2
宮城県								4				4
秋田県					1		1	2	1		1	2
山形県					1	1		6	1	1		6
福島県												
茨城県				1				20				20
栃木県								2	3			5
群馬県	1			3	4	2		10	5	2		11
埼玉県				2	1			15	1			15
千葉県	1			2	5			15	5			15
東京都	1			3	4			12	4			12
神奈川県					4			13	4			13
新潟県	2	1		2	8	6		8	8	6		8
富山県				1	1			4	1			4
石川県					1			9	1			9
福井県	1			3	1			8	1			8
山梨県								1				3
長野県					1			1	1			2
岐阜県								6				6
静岡県					4			5	4			5
愛知県				3			1	17			1	21
三重県				1	2			6	2			6
滋賀県				1	7			9	8			10
京都府								6				6
大阪府					11			11	11			11
兵庫県					1			6	1			6
奈良県												
和歌山県	8			8	27			27	27			27
鳥取県	1			1	4	1		6	4	1		6
島根県								3	1			5
岡山県								7				7
広島県	2	2		2	3	2		10	3	2		10
山口県												
徳島県					2			10	2			10
香川県				1				7				7
愛媛県				1				13				13
高知県								2				2
福岡県					3			12	3			12
佐賀県				1				3				3
長崎県	1	1		1	6	6		6	6	6		6
熊本県				1				2				2
大分県					1			4	1			4
宮崎県								5				5
鹿児島県					2			6	2			6
沖縄県					1	1		1	1	1		1
札幌市				1				2				2
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1			1	2			2	2			2
横浜市					6	6		6	6	6		6
川崎市					1			3	1			3
新潟市								1				1
静岡市	2	2		2	7	7		7	9	7		9
浜松市					1			1	1			1
名古屋市				1	1			5	1			7
京都市								1				1
大阪市								3				3
堺市												
神戸市												
広島市								2				2
北九州市				1				5				5
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市								1				1
秋田市												
郡山市					1	1		1	1	1		1
いわき市								1				1
宇都宮市												
川崎市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市								1				1
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市	1			1	1			4	1			4
豊田市					7	7		7	7	7		7
高槻市												
東大阪市												
姫路市					4			4	4			4
奈良市												
和歌山市					1			1	1			1
岡山市								1				1
倉敷市								3				3
福山市								1				1
下関市												
高松市												
松山市					1	1		1	1	1		1
高知市					2			2	2			2
長崎市					2			3	2			3
熊本市												
大分市												
宮崎市					1			1	1			1
鹿児島市												
合 計	23	6	0	45	146	41	2	395	154	41	2	413

表 - 7 (1) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩ハルブ(ケアトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(サルフイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーボン法フェノールの製造の用に供するフェノール洗浄施設			7μm繊維の製造の用に供する塵カス洗浄施設			塩化ビニルVAcの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道	6		6	2		2						
青森県	1		1									
岩手県	1		1									
宮城県	2		2									
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県				1		1						
栃木県					1	1						
群馬県				1		1						
埼玉県												
千葉県							1		1			
東京都												
神奈川県												
新潟県				1		1						
富山県	1		1									
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県							1		1			
岐阜県	1		1									
静岡県	4		4									
愛知県	1		1									
三重県			1	1						1		1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	1		1							1		1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1		1									
島根県	1		1									
岡山県												
広島県	3		3									
山口県	1		1							2		2
徳島県	1		1									
香川県				1		1						
愛媛県	1		1									
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1		1									
大分県												
宮崎県	1		1									
鹿児島県	1		1									
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				1		1						
川崎市												
新潟市	1		1									
静岡市				1		1						
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市	1		1									
青森市												
秋田市	1		1									
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川崎市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市										1		1
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	32	0	1	33	8	1	0	9	2	0	0	5

注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (2) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	加0207の製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジ0207分離施設、廃ガス洗浄施設			加0207又はジ0207の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-0207外酸水素トリ0207の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			ジ0207の製造の用に供する二0207誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二0207誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ0207の製造の用に供する二0207誘導体分離施設及び熱風乾燥施設						
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)				
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県							1		1							
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県							1		1							
愛知県	1			1												
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県										1		1				
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市	1			1												
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市					1			1								
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1

注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (3) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	7.2.6.4又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)				
北海道												10				
青森県					1			1				3				
岩手県												3				
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県											8	1				
茨城県											16	4	4	24		
栃木県	1			1							1	2		3		
群馬県											7	1		8		
埼玉県											8	2		10		
千葉県											18	1		19		
東京都											3			3		
神奈川県											3			3		
新潟県											7	2		9		
富山県	5			5							5			5		
石川県											4			4		
福井県											8			8		
山梨県											1			1		
長野県																
岐阜県											9	1		10		
静岡県	3			3					2		2	2	5	33		
愛知県											17	4		21		
三重県											14	1		15		
滋賀県	1			1							2			2		
京都府												3		3		
大阪府									10	2		12				
兵庫県												11		11		
奈良県												1		1		
和歌山県											2			2		
鳥取県											1			1		
島根県											1	2		3		
岡山県																
広島県											3			3		
山口県											12	1		13		
徳島県											7			7		
香川県											3			3		
愛媛県					1			1			5			5		
高知県											1			1		
福岡県					1			1					4	5		
佐賀県											1			1		
長崎県																
熊本県											1			1		
大分県																
宮崎県											1			1		
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市												1		1		
さいたま市												4		4		
千葉市												4		4		
横浜市	1			1							8			8		
川崎市											10	2		12		
新潟市											1	1		2		
静岡市	1			1							8	1	2	11		
浜松市											1			1		
名古屋市	1			1							3			3		
京都市																
大阪市											1			1		
堺市											1			1		
神戸市											1			1		
広島市											1			1		
北九州市											3			3		
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市											2			2		
秋田市				1	1						4	1		5		
郡山市											2			2		
いわき市						1		1			5			5		
宇都宮市											1			1		
川越市											1			1		
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市											3			3		
金沢市																
長野市											1			1		
岐阜市																
豊橋市											2			2		
岡崎市											2			2		
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市											4	1		5		
奈良市																
和歌山市											2			2		
岡山市											2			2		
倉敷市											6			6		
福山市											1			1		
下関市	1			1												
高松市																
松山市											1			1		
高知市																
長崎市											1			1		
熊本市											1			1		
大分市											2			2		
宮崎市																
鹿児島市																
合計	14	0	1	15	4	0	0	4	12	2	0	14	317	27	18	362

注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (4) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			70/類の破壊の用に供する施設のうち ア) マ反応施設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設			下水道終末処理施設			水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)			
北海道							5			5					
青森県							1			1					
岩手県							1			1					
宮城県							1			1					
秋田県										2		2			
山形県	1			1			1			1					
福島県															
茨城県					2		2	4		4					
栃木県							3			3	1	1			
群馬県					3		3	3	1	4					
埼玉県					2		2	10		10					
千葉県				1			1	3		3	4	4			
東京都								20	1	21					
神奈川県						1	1	12		12					
新潟県										3	1	4			
富山県				1			1	3		3					
石川県															
福井県							1			1					
山梨県							1			1					
長野県							3			3					
岐阜県							3			3					
静岡県				1			1		1	2					
愛知県		1		1	1		1			8					
三重県							2		1	3					
滋賀県							2	1		3					
京都府							2			2					
大阪府							14			14					
兵庫県							9			9					
奈良県							1			1					
和歌山県															
鳥取県							4			4					
島根県							1			1					
岡山県							1			1					
広島県										1		1			
山口県							1			1		1			
徳島県															
香川県				1			1			1		1			
愛媛県										2		2			
高知県															
福岡県										1		1			
佐賀県															
長崎県							2			2					
熊本県															
大分県															
宮崎県							1			1					
鹿児島県															
沖縄県							1			1					
札幌市							5			5					
仙台市							2			2					
さいたま市															
千葉市	1			1			2			2	1	1			
横浜市	1			1			6			6	2	2			
川崎市	1			1			2			2	1	1			
新潟市							1			1					
静岡市					1		1			2					
浜松市					1		1			2					
名古屋市							5			5					
京都市							4			4					
大阪市							8			8					
堺市							2			2					
神戸市							5			5					
広島市							5			5					
北九州市							3			3					
福岡市							3			3					
函館市							1			1					
旭川市							1			1					
青森市															
秋田市							1		1	2					
郡山市							1			1	1	1			
いわき市							1			1					
宇都宮市										1		1			
川崎市															
船橋市															
相模原市							2			2					
富山市					1		1	2		2	1	1			
金沢市							1			1					
長野市							3			3					
岐阜市							2			2					
豊橋市							1			1					
岡崎市							1			1	1	1			
豊田市															
高槻市							1			1					
東大阪市							2			2					
姫路市							2			2					
奈良市															
和歌山市							2			2	1	1			
岡山市							1			1					
倉敷市									1	1					
福山市							1			1					
下関市				1			1								
高松市							2			2					
松山市															
高知市				1			1			1					
長崎市							1			1	1	1			
熊本市							2			2					
大分市										2		2			
宮崎市							1			1					
鹿児島市							1			1					
合計	4	1	0	5	17	1	19	216	3	4	223	25	3	1	29

注) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (5) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	合 計			報告対象 事業場数 (a+b+c)
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	
北海道	23			23
青森県	6			6
岩手県	5			5
宮城県	3			3
秋田県	2			2
山形県	2			2
福島県	9	1		10
茨城県	23	4	4	31
栃木県	5	4		9
群馬県	14	2		16
埼玉県	20	2		22
千葉県	27	1		28
東京都	23	1		24
神奈川県	15		1	16
新潟県	11	2	1	14
富山県	15			15
石川県	4			4
福井県	9			9
山梨県	2			2
長野県	4			4
岐阜県	13	1		14
静岡県	38	2	6	46
愛知県	28	5		33
三重県	17	1	2	20
滋賀県	5	1		6
京都府	5			5
大阪府	24	2		26
兵庫県	22			22
奈良県	2			2
和歌山県	2			2
鳥取県	6			6
島根県	3	2		5
岡山県	1			1
広島県	7			7
山口県	17	1		18
徳島県	8			8
香川県	6			6
愛媛県	10			10
高知県	1			1
福岡県	3		4	7
佐賀県	1			1
長崎県	2			2
熊本県	2			2
大分県				
宮崎県	3			3
鹿児島県	1			1
沖縄県	1			1
札幌市	5			5
仙台市	3			3
さいたま市	4			4
千葉市	8			8
横浜市	19			19
川崎市	14		2	16
新潟市	4		1	5
静岡市	13	1	2	16
浜松市	4			4
名古屋市	10			10
京都市	4			4
大阪市	9			9
堺市	3			3
神戸市	6			6
広島市	6			6
北九州市	6			6
福岡市	3			3
函館市	1			1
旭川市	2			2
青森市	2			2
秋田市	6	1	2	9
郡山市	3	1		4
いわき市	8			8
宇都宮市	2			2
川崎市	1			1
船橋市				
横須賀市	2			2
相模原市				
富山市	6	1		7
金沢市	1			1
長野市	4			4
岐阜市	2			2
豊橋市	3			3
岡崎市	4			4
豊田市				
高槻市	1			1
東大阪市	2			2
姫路市	6	1		7
奈良市				
和歌山市	5			5
岡山市	3			3
倉敷市	7		1	8
福山市	2			2
下関市	2			2
高松市	2			2
松山市	1			1
高知市	2			2
長崎市	2	1		3
熊本市	3			3
大分市	4			4
宮崎市	1			1
鹿児島市	1			1
合 計	662	38	26	726

注)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 8 (1) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置・湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		下水道終末処理施設		水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道	1	1						
青森県								
岩手県								
宮城県	1	1			1	1		
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県		1						
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県	1	2						
静岡県								
愛知県		1		1				
三重県	1	1						
滋賀県	1	1						
京都府								
大阪府		1						
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
新潟市								
静岡市	1	1						
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
川崎市								
船橋市								
横須賀市								
相模原市								
富山市								1
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
奈良市								
和歌山市								
岡山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市							1	1
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合計	6	10	0	1	1	1	1	2

表 - 8 (2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
北海道	1	1
青森県		
岩手県		
宮城県	2	2
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都		
神奈川県		1
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県	1	2
静岡県		
愛知県		2
三重県	1	1
滋賀県	1	1
京都府		
大阪府		1
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
札幌市		
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
新潟市		
静岡市	1	1
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市		
堺市		
神戸市		
広島市		
北九州市		
福岡市		
函館市		
旭川市		
青森市		
秋田市		
郡山市		
いわき市		
宇都宮市		
川崎市		
船橋市		
横須賀市		
相模原市		
富山市		1
金沢市		
長野市		
岐阜市		
豊橋市		
岡崎市		
豊田市		
高槻市		
東大阪市		
姫路市		
奈良市		
和歌山市		
岡山市		
倉敷市		
福山市		
下関市		
高松市		
松山市		
高知市	1	1
長崎市		
熊本市		
大分市		
宮崎市		
鹿児島市		
合 計	8	14

表 - 9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	680	21
文書指導件数	979	40
一時使用停止命令	0	0
その他	0	0

注) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表 - 2 に計上した指導件数から一部再掲。

表 - 11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	48	0
口頭指導件数	16	0
文書指導件数	25	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	2	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	0
その他	0	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成19年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。また、平成19年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表 - 10 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
北海道	9				2			
青森県	7							
岩手県	5	3						
宮城県	2							
秋田県								
山形県	23				5			
福島県	2							
茨城県	48				2			
栃木県	17	24						
群馬県	12	1						
埼玉県	22	5						
千葉県	4	37						
東京都	27							
神奈川県	38				2			
新潟県	22	14						
富山県	2	36					3	
石川県	4	1						
福井県	2	21						
山梨県	5	51					1	
長野県	1							
岐阜県	11							
静岡県	13	15					1	
愛知県	4	3						
三重県	24	13						
滋賀県	14	26					1	
京都府								
大阪府	2	83					13	
兵庫県	67							
奈良県	8	36						
和歌山県	12							
鳥取県	34	4						
島根県	9							
岡山県	24	2						
広島県	5	4					1	
山口県	1							
徳島県	28	62						
香川県	16	35					1	
愛媛県		62						
高知県	3	80						
福岡県	40				1			
佐賀県	4	6						
長崎県	1							
熊本県	2							
大分県	6	1						
宮崎県	7							
鹿児島県		136						
沖縄県	1							
札幌市								
仙台市	2	3						
さいたま市	2							
千葉市		42					10	
横浜市								
川崎市								
新潟市		41					4	
静岡市								
浜松市								
名古屋市	7	8						
京都市	7							
大阪市								
堺市								
神戸市		19						
広島市	8	23			2			
北九州市								
福岡市								
函館市	1							
旭川市	1							
青森市	2							
秋田市								
郡山市								
いわき市	1	1						
宇都宮市	1							
川越市								
船橋市	1							
横須賀市					2			
相模原市								
富山市								
金沢市		1						
長野市	4							
岐阜市	24				5			
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市	3	3						
奈良市		2						
和歌山市	4							
岡山市	2	54					5	
倉敷市								
福山市	3	1						
下関市	1	1						
高松市								
松山市	5	14						
高知市	1	5						
長崎市								
熊本市	5							
大分市	3							
宮崎市	2							
鹿児島市	2							
合計	680	979	0	0	21	40	0	0

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成19年4月1日～平成20年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	1
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成20年3月31日現在	
対策地域指定件数（累計）	5
対策事業実施中の指定対策地域数	1
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数（累計）	3

表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定	0	0

表 - 3 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
川崎市						
船橋市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
奈良市						
和歌山市						
岡山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成20年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	12団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、岐阜県、 三重県、熊本県、 横浜市、川崎市、 名古屋市、高知市	5団体 神奈川県、山梨県、 三重県、横浜市、 川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法 - 全国）注1）

	平成19年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成20年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 - d2-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
									平成19年 3月31日 現在の 設置基数	平成20年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)	
硫酸塩 H_2SO_4 （ CaSO_4 ）又は亜硫酸 H_2SO_3 （ CaSO_3 ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	76	0	0	0	0	1	75	27	0	0	0	
カーボン法 C_2F_4 の製造の用に供する C_2F_4 洗浄施設	53	1	0	0	0	0	54	38	0	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	21	0	0	0	0	0	21	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	
塩化ビニル $\text{C}_2\text{H}_3\text{Cl}$ の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0	
カーボキシムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シリコン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	
硝酸 HNO_3 又は NO_2 の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	
4-硝酸 $\text{C}_6\text{H}_4\text{NO}_2$ の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3-ジ C_6H_4 -1,4- C_6H_4 の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
ジ C_6H_4 イソットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ C_6H_4 イソット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	75	5	0	0	0	0	80	35	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	15	0	0	0	0	0	15	4	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	253	7	0	0	0	6	254	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,011	36	3	0	0	60	1,990	972	14(6)	14(6)	9(4)
	灰の貯留施設	822	7	0	0	0	10	819	393	0	0	0
	小計	2,833	43	3	0	0	70	2,809	1,365	14(6)	14(6)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	127	5	0	0	0	2	130	18	0	0	0	
鉛類の破壊の用に供する施設のうちの Pb^{2+} 反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	54	0	0	0	0	1	53	34	0	0	0	
下水道終末処理施設	252	2	0	-	-	2	252	221	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	42	3	0	0	0	4	41	21	2	2	2	
合計	3,840	66	3	0	0	86	3,823	1,784	16(6)	16(6)	11(4)	

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）^{注1）}

	平成19年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成20年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩 ^{ナトリウム} （ケイ酸 ^{ナトリウム} ）又は亜硫酸 ^{ナトリウム} （ケイ酸 ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	16	0	0	0	0	0	16	7	0
カーボン法 ^{フェノール} の製造の用に供する ^{フェノール} 洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸 ^{カドミウム} の製造の用に供する ^{カドミウム} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{カドミウム} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{カドミウム} ガスを処理する施設のうち ^{カドミウム} ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化 ^{ビニル} コポリマーの製造の用に供する二塩化 ^{エチレン} 洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カドミウム ^{カドミウム} の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 ^{カドミウム} 分離施設、 ^{カドミウム} ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カドミウム ^{カドミウム} 又は ^{カドミウム} の製造の用に供する水洗施設、 ^{カドミウム} ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4- ^{カドミウム} カドミウム ^{カドミウム} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{カドミウム} ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3- ^{カドミウム} カドミウム ^{カドミウム} の製造の用に供するろ過施設及び ^{カドミウム} ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
^{カドミウム} カドミウム ^{カドミウム} の製造の用に供する ^{カドミウム} 誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、 ^{カドミウム} 誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、 ^{カドミウム} カドミウム ^{カドミウム} 洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{カドミウム} ガス洗浄施設、湿式集じん施設	3	0	0	0	0	1	2	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{カドミウム} ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{カドミウム} ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る ^{カドミウム} ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	210	2	0	0	0	1	211	81	0
	30	0	0	0	0	0	30	10	0
	240	2	0	0	0	1	241	91	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70 ^{ナノ} 類の破壊の用に供する施設のうち ^{カドミウム} ラミネーション反応施設、 ^{カドミウム} ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	11	1	0	0	0	0	12	7	0
合計	299	3	0	0	0	2	300	116	0

注1）法に基づく届出は含まない。

注2）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
6.8	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m ³ N)。集合煙突での測定	福井県
6.8	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m ³ N)。集合煙突での測定	福井県
1.6	1	行政	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下(0.0032ng-TEQ/m ³ N)。	福島県
1.2	1	設置者	改善等を口頭指導。H19.11.1施設使用廃止届出。	富山県

廃棄物焼却炉(4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.16	0.1	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0014ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
0.12	0.1	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.017ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
0.12	0.1	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.044ng-TEQ/m ³ N)。	豊田市

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
3.0	0.1	行政	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	郡山市

廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.4	1	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.30ng-TEQ/m ³ N)。	山形県

廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
41	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.52ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
8.5	5	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.2ng-TEQ/m ³ N)。	秋田県
8.4	5	行政	一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.2ng-TEQ/m ³ N)。	宮城県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
6.6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m ³ N)。集合煙突での測定	福岡県
6.6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m ³ N)。集合煙突での測定	福岡県
6.4	5	行政	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m ³ N)。	広島県
6.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.37ng-TEQ/m ³ N)。	仙台市
6.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.027ng-TEQ/m ³ N)。	三重県
5.7	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	茨城県

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
200	5	行政	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	新潟市
38	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.34ng-TEQ/m ³ N)。	茨城県
30	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	福岡県
26	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
24	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.9ng-TEQ/m ³ N)。	仙台市
23	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.4ng-TEQ/m ³ N)。	青森市
22	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	北海道
22	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.3ng-TEQ/m ³ N)。	滋賀県
17	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.12ng-TEQ/m ³ N)。	北海道
17	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定実施。測定結果報告待ち。	島根県
17	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
15	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.39ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎市
14	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.6ng-TEQ/m ³ N)。	群馬県
14	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。H20.1.21施設使用廃止届出。	長野県
13	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.11ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
12	5	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
12	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	青森市
11	5	設置者	改善等を口頭指導。H20.1.21施設使用廃止届出。	東京都
10	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)。	宮城県
10	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.4ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
9.0	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m ³ N)。 集合煙突での測定	沖縄県
9.0	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m ³ N)。 集合煙突での測定	沖縄県
9.0	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m ³ N)。 集合煙突での測定	沖縄県
8.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	栃木県
8.0	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	東京都
7.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.72ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
7.6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岩手県
7.5	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.4ng-TEQ/m ³ N)。	岡山県
7.0	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.80ng-TEQ/m ³ N)。	川崎市
6.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定実施。測定結果報告待ち。	宮崎県
5.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
5.4	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.4ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
5.3	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
5.2	5	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	青森県
5.2	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.42ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
5.2	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島市

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
69	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	埼玉県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
59	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(7.5ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
52	10	行政	一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m ³ N)。	宮城県
46	10	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.38ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
38	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(6.1ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
35	10	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	福岡県
35	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	青森市
34	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.034ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎市
29	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
25	10	行政	改善等を文書指導。H20.3.22施設使用廃止届出。	下関市
23	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.7ng-TEQ/m ³ N)。	滋賀県
23	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定実施。測定結果報告待ち。	宮崎県
21	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
21	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.8ng-TEQ/m ³ N)。	さいたま市
21	10	行政	一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m ³ N)。	長野市
20	10	設置者	改善等を文書指導。H19.8.30施設使用廃止届出。	名古屋市
20	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.0ng-TEQ/m ³ N)。	和歌山市
19	10	設置者	改善命令及び一時停止命令。H20.4.28施設使用廃止届出。	長野県
19	10	設置者	H20.1.20施設使用廃止届出。	兵庫県
19	10	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	名古屋市
18	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(10ng-TEQ/m ³ N)。	島根県
18	10	設置者	改善等を口頭指導。H20.6.16施設使用廃止届出。	北九州市
18	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.80ng-TEQ/m ³ N)。	長野市
17	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0074ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
17	10	行政	改善命令。H20.5.16施設使用廃止届出。	福山市

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
16	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.65ng-TEQ/m ³ N)。	群馬県
16	10	行政	改善命令。H20.6.24施設使用廃止届出。	埼玉県
15	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.45ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
15	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(10ng-TEQ/m ³ N)。	三重県
15	10	設置者	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。集合煙突での測定	佐賀県
15	10	設置者	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。集合煙突での測定	佐賀県
15	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.49ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
14	10	設置者	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岩手県
14	10	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.2ng-TEQ/m ³ N)。	栃木県
14	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.9ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
14	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m ³ N)。	神奈川県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.7ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
14	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	横浜市
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査実施。測定結果報告待ち。	鹿児島市
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.5ng-TEQ/m ³ N)。	鳥取県
12	10	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	青森県
12	10	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.5ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
12	10	行政	改善等を文書指導。H19.11.1施設使用廃止届出。	鳥取県
12	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	横浜市
11	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.3ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	横浜市
11	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.5ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島市

注1)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者

欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成19年度中及び平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
13000	10	廃棄物焼却炉にかかる廃ガス洗淨施設又は湿式集塵施設	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
36	10	廃棄物焼却炉にかかる廃ガス洗淨施設又は湿式集塵施設	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.67pg-TEQ/L)。	北九州市

注1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成19年度中及び平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)^{注)}

平成20年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		102	2
措置後の対応状況	基準達成	69	1
	対策実施中	20	1
	廃止	11	0
	休止	2	0

注) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3
 に、それ以降の状況(平成20年6月30日まで)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成20年4月1日～平成20年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	538	4
文書指導件数	223	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	10	0
その他	16	0

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表 - 7 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	6									
青森県		1								
岩手県										
宮城県	3									
秋田県										
山形県	2									
福島県										
茨城県	24									
栃木県	6									
群馬県					4					
埼玉県	7	10								
千葉県	9	2			1	7				
東京都	5									
神奈川県										
新潟県	34									
富山県	2									
石川県	7				8					
福井県										
山梨県										
長野県						1				
岐阜県	24									
静岡県	9						2			
愛知県	6									
三重県	23									
滋賀県	17									
京都府	24									
大阪府	2	2								
兵庫県	68									
奈良県	7									
和歌山県										
鳥取県	22									
島根県	4									
岡山県	4	1								
広島県	33									
山口県	1									
徳島県										
香川県	14	6								
愛媛県	56	56								
高知県										
福岡県	25	126								
佐賀県	3									
長崎県	3									
熊本県	3									
大分県	2				1					
宮崎県	1									
鹿児島県		1								
沖縄県										
札幌市										
仙台市	1	1								
さいたま市	3	2								
千葉市	3									
横浜市										
川崎市										
新潟市	21						1			
静岡市										
浜松市	1	6				1				
名古屋市	2	5								
京都市										
大阪市										
堺市	5									
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市	1									
秋田市										
郡山市										
いわき市	1					2				
宇都宮市	1									
川崎市										
船橋市	3									
横須賀市										
相模原市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市	1									
姫路市	2									
奈良市										
和歌山市	4									
岡山市	16	3								
倉敷市	10						1			
福山市	3	1								
下関市						1				
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市	1									
大分市	1									
宮崎市	2									
鹿児島市										
合計	538	223	0	10	16	4	0	0	0	0

注) 表 - 5 及び表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成20年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成20年4月1日～平成20年6月30日）

大気基準適用施設		平成20年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鋳の製造の用に供する焼結炉		5	1	0	5	0	1
製鋼用電気炉		7	4	4	7	0	0
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉)		1	0	0	0	0	1
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		57	40	10	40	3	44
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	80	36	19	58	2	37
	2 t/h以上～4 t/h未満	103	83	54	87	2	43
	2 t/h未満 ^{注6)}	1,480	1,054	325	1,306	64	839
	小計	1,663	1,173	398	1,451	68	919
合計		1,733	1,218	412	1,503	71	965

注1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成19年度から引き続き休止状態にある施設及び平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成20年4月1日～平成20年6月30日）

水質基準対象施設	平成20年3月31日現在の未報告事業場数 ^{注2）注4）}		左記に計上した事業場の平成20年6月30日までの状況 ^{注5）注6）}			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩 ^{ハ^ル} （ケラト ^{ハ^ル} ）又は亜硫酸 ^{ハ^ル} （サルファイト ^{ハ^ル} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	1	1	0	0	0
カーバイド ^{ア^ル} の製造の用に供する ^{ア^ル} 洗浄施設	1	0	0	0	0	1
硫酸カリウムの製造の用に供する ^{ア^ル} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
^{ア^ル} 繊維の製造の用に供する ^{ア^ル} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{ア^ル} を処理する施設のうち ^{ア^ル} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化 ^{ビ^ル} の製造の用に供する ^{ア^ル} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カーボナットの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
^{ア^ル} 又は ^{ア^ル} の製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4- ^{ア^ル} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{ア^ル} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3- ^{ア^ル} の製造の用に供するろ過施設及び ^{ア^ル} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
^{ア^ル} の製造の用に供する ^{ア^ル} 分離施設等	0	0	0	0	0	0
^{ア^ル} 又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{ア^ル} 洗浄施設、湿式集じん施設	0	1	0	0	0	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{ア^ル} 洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び ^{ア^ル} 洗浄施設	2	0	0	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る ^{ア^ル} 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	27	18	5	13	3	24
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	0	0	1
^{ア^ル} の破壊の用に供する施設のうちの ^{ア^ル} 反応施設、 ^{ア^ル} 洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1	0	0	1	1
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	3	4	3	3	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	3	1	1	0	0	3
合計	38	26	10	16	4	34

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成19年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表 - 10 (1) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設 焙焼炉					
	平成20年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成20年6月30日までの状況				平成20年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成20年6月30日までの状況				平成20年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成20年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県							4	4										
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県														1				1
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県							5	5										
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市	1																	
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市	1						1	1										
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市		1					1											
岡山市																		
倉敷市																		
福山市	3						3											
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	5	1	0	5	0	1	7	4	4	7	0	0	1	0	0	0	0	1

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (2) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別 - 都道府県・政令市別)

	垂直回収施設																	
	焼結炉						溶鉱炉						溶解炉					
	平成20年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況				平成20年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況				平成20年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10(3) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設									
	乾燥炉					小計					焙焼炉									
	平成20年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況			平成20年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況			平成20年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況							
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県																				
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県														1		1				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市																				
宇都宮市																				
川崎市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市														1				1		
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0		

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10(4) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設																				
	溶解炉						乾燥炉						小計								
	平成20年3月31日現在の未報告施設数						平成20年3月31日現在の未報告施設数						平成20年3月31日現在の未報告施設数								
	左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況						左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況						左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況								
休止		未測定		報告		休止		未測定		報告		休止		未測定		報告		休止		未測定	
北海道																					
青森県																					
岩手県																					
宮城県	1					1											1				
秋田県																					
山形県																					
福島県	2					2											2				
茨城県	1	5	5			1										1	5	5			
栃木県	1																1				
群馬県																					
埼玉県	3	2				3										3	2				2
千葉県		1	1														1	1			
東京都																					
神奈川県																					
新潟県	1	1	1													1	1	1			1
富山県																					
石川県		1															1				1
福井県	1																1				1
山梨県																					
長野県	2	1	1			2										2	1	1			2
岐阜県	1																1				1
静岡県	8	2				8				1						8	3				3
愛知県	2																2				2
三重県	2	2	1			3										2	2	1			3
滋賀県																					
京都府		3															3				3
大阪府	2																2				2
兵庫県																					
奈良県																					
和歌山県																					
鳥取県																					
島根県																					
岡山県																					
広島県																					
山口県	1																1				1
徳島県																					
香川県																					
愛媛県																					
高知県																					
福岡県	5	8														5	9				14
佐賀県																					
長崎県																					
熊本県																					
大分県																					
宮崎県																					
鹿児島県																					
沖縄県																					
札幌市																					
仙台市																					
さいたま市																					
千葉市																					
横浜市																					
川崎市																					
新潟市																					
静岡市		3															3				2
浜松市	1																1				1
名古屋市																					
京都市	3																3				3
大阪市																					
堺市																					
神戸市																					
広島市																					
北九州市																					
福岡市																					
函館市																					
旭川市																					
青森市																					
秋田市																					
郡山市																					
いわき市																					
宇都宮市																					
川崎市																					
船橋市																					
横須賀市																					
相模原市																					
富山市	2																2				2
金沢市																					
長野市																					
岐阜市																					
豊橋市																					
岡崎市																					
豊田市																					
高槻市																					
東大阪市																					
姫路市	8																8				8
奈良市	1																1				1
和歌山市																					
岡山市																					
倉敷市		8																			8
福山市																					
下関市	2																2				2
高松市																					
松山市																					
高知市																					
長崎市																					
熊本市																					
大分市																					
宮崎市																					
鹿児島市																					
合計	50	37	9	38	2	38	6	2	0	2	0	6	57	40	10	40	3			44	

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (5) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	4t/h以上					2t/h以上 - 4t/h未満					200kg/h以上 - 2t/h未満							
	平成20年3月31日現在の未報告施設数					平成20年3月31日現在の未報告施設数					平成20年3月31日現在の未報告施設数							
	左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況					左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況					左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況							
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道																		
青森県	2					2						17	2	1	17		1	
岩手県						1						6			6			
宮城県								1	1			9	1	1	6		3	
秋田県												4			4			
山形県						1		1				6			6			
福島県												4	1	1	4			
茨城県						2			2			7	1		7		1	
栃木県	3					4			4			8	6	1	9		4	
群馬県												5	1		5		1	
埼玉県	2					6	1	1	6			6			6			
埼玉県	2	3	1			2	8		8			12	4	3	11		2	
千葉県	2					8			8			8	11	1	5		3	
東京都	16					10	3		10		3	7	7		7		7	
神奈川県	1					1	4		4			6			6			
新潟県		6	6			2	18		16		2	2	5	33	30		3	
富山県												3			3			
石川県							2	2				1	4	4				
福井県	1					1	2				2	3					3	
山梨県						4			4			7			6		1	
長野県						1			1			16			15		1	
岐阜県						4			4			13	4		13		4	
静岡県	1	1	1			7	2		7		2	19	9	3	19	1	5	
愛知県	3					3	2	1			3	10					10	
三重県		3	1			2	3	5	1	3	4	8	7	5	8		2	
滋賀県	1					1	2	2	2		4	9	3	3	9			
京都府	1					4	4		4			4	8	8	4			
大阪府	8					4	4		4		4	15					15	
兵庫県	3	2	2	3		1	2	2	1		15	5	4	15		1		
奈良県	1					1			1			7	3		7		3	
和歌山県							3	1	2			2	2		2			
鳥取県												2	2	2	2			
島根県							1	1				4	4	1	5		2	
岡山県						1			1			7	1	1	7			
広島県						4			4			5			5			
山口県	3					2			2			23			23			
徳島県	1					1	4	2	1		2	13			13			
香川県												5	2	2	5			
愛媛県	1						1				1	6	2		5		4	
高知県						2					2	19	1		1		20	
福岡県	1	10	2	1	2	6	6	10	4	6	6	5	21	2	5		19	
佐賀県												11	3	3	11			
長崎県						4			4			20			20			
熊本県												4			4			
大分県						1			1			4	2	2	4			
宮崎県												1			1			
鹿児島県							2	2				4	7	6	3	2		
沖縄県							1					4	1		5			
札幌市												3					3	
仙台市												1			1			
さいたま市												1					1	
千葉市												4			4			
横浜市	3					3	2				2							
川崎市							1		1			3	3					
新潟市		4	4				6		6			2	2					
静岡市		3										2					1	
浜松市	5					5			5			2	5		5		1	
名古屋市	3					3												
京都市	3					3						6	2	2	5	1		
大阪市												4			4			
堺市	1					1						1	1		2			
神戸市							1				1	1					1	
広島市							1				1	3					3	
北九州市	2					2												
福岡市												1					1	
函館市												2					2	
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市						1					1							
いわき市	1					1						1			1			
宇都宮市	1					1					3				1			
川崎市	2						2											
船橋市													1				1	
横須賀市																		
相模原市	3					3						1	2				3	
富山市		1				1						1					1	
金沢市																		
長野市												2			2			
岐阜市	1											3					3	
豊橋市																		
岡崎市												2					2	
豊田市												1			1			
高槻市																		
東大阪市												2					2	
姫路市							1	1				1	1					
奈良市												1			1			
和歌山市												3			3			
岡山市							1					7	2	2	7			
倉敷市	2	2	2	2		2	2	1	2		1	1	4	2	1		2	
福山市	2					1			1			6			6			
下関市												1	1		1			
高松市																		
松山市						2					2							
高知市							1				1	1					1	
長崎市						1					1	1					1	
熊本市																		
大分市												3					3	
宮崎市						2			2									
鹿児島市						1						5	1	1	5			
合計	80	36	19	58	2	37	103	83	54	87	2	43	445	185	100	369	16	145

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10(6) 設置者による測定結果未報告の大气基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5㎡以上)					
	平成20年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況			平成20年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況			平成20年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成20年6月30日までの状況		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	32	3		32		3	2	1		2		1						
青森県	13	1	1	13		3	3			3							1	
岩手県	11	4	2	10	1	2	2			2				1			1	
宮城県	5	4	1	5		3	2			2								
秋田県	3			3										1			1	
山形県	2			2			1			1								
福島県	8			8		2	2			2								
茨城県	43	45	13	47		28	6	2	1	6		1	1	3		2	2	
栃木県	8	32	2	7	1	30	4	8	1	4		7	2		2			
群馬県	8	5	2	8		3	5	1	1	5		1	1	1			1	
埼玉県	14	7	2	14		5	15	22	4	15	2	16	4	4	4	1	3	
千葉県	63	34		61	4	32	11	7	1	12	1	4	3	2	1	3	1	
東京都	12	14		11	1	14	10	25	8	3	24	3	11	1	3	1	9	
神奈川県	11	1		11		1	4	4	1	4		3	5		5			
新潟県	11	18	14	12		3	4	18	16	4		2	3	8	5	3	3	
富山県		1		1														
石川県	7	12	9	7		3	1	3		1		3						
福井県	12			12		1	1			1		4					4	
山梨県	3	1		3		1	4			4								
長野県	15			14	1	7	7			5	2		2			2		
岐阜県	17	14	9	18		4	7	6	1	7		5	2		2		2	
静岡県	19	15	4	19	1	10	11	5	3	1		2	4	2	2	4		
愛知県	8	1	1	8		8	2	1		3		2	1				3	
三重県	20	18	4	20	2	12	6	2	1	7		4	1		2	1	2	
滋賀県	16	11	6	15		6	5			5		3	1		3		1	
京都府	3	7	6	3		1	2	2	2									
大阪府	3	1		4		4	1			1		1						
兵庫県	23	28	11	23	2	15	10	2		10	1	1	4	1	4		1	
奈良県	37	32	5	42		22	3	4		3		4	2		2			
和歌山県	9	6	2	13		6	6			6		2			2			
鳥取県	6	11	10	5	1	1	4	2		2		1			1			
島根県	3	4	1	4	1	1	1	1	1	1		3	2		1		1	
岡山県	8	1		8		1	4			4		2			2			
広島県	8	15	11	9		3	2	3	2	2	1		5	1	5		1	
山口県	10	1	1	10		9	9			9		5			5			
徳島県	15	17		15		17	2			2		1			1			
香川県	11	8	1	11		7	4	1		4		1	1	1	1			
愛媛県	12	29	11	12		18	4	17	4		17	2	3	1	2		2	
高知県	9	29		38		3	7			10		1	3				4	
福岡県	15	53	5	14	3	46	2	40	3		39		14				14	
佐賀県	5	5	1	7		2	2	1		2		1						
長崎県	11	1		11		1												
熊本県	10	2	1	10		1	5	2	1	5		1	6		6			
大分県	4	1		4		1	3	2	1	3		1	1		1			
宮崎県	1	2		2		1												
鹿児島県	7	6	4	8		1	1	1		2								
沖縄県	7	9	4	12		2	1			3		2	4		6			
札幌市																		
仙台市		1			1													
さいたま市	2			2		1	2			1		2	3		3			
千葉市	1	3	3	1		1				1		1			1			
横浜市	8	1			9	19	3				22	4	1				5	
川崎市							1	1										
新潟市	2	6	4	4		2	3	3	2			1			1			
静岡市	1	9	2	1	4	3	1	8		4	4	2	4		1	4	1	
浜松市	5	1		5		1	2	4	2		4	1					1	
名古屋市	5	5		6	1	3	1	2		1		2	1		1			
京都市	11			11		13				12	1	2			2			
大阪市	1			1		1												
堺市	2	3		2	3	1	1			2		1					1	
神戸市	3			3		2				2		1					1	
広島市	1			1		1				1							1	
北九州市	2			2														
福岡市	1			1														
函館市																		
旭川市												1	1				2	
青森市		2	1	1								2			2			
秋田市																		
郡山市	2					2						2						
いわき市		3			1	2												
宇都宮市	1	1		1		1												
川崎市																		
船橋市	3	2	2	3														
横須賀市																		
相模原市	1	1		2		1				1		1						
富山市	3	1		4		1						1						
金沢市	1	1		2		1												
長野市	2			2		1				1								
岐阜市	2			2		1						1						
豊橋市																		
岡崎市	1			1														
豊田市						2				2								
高槻市	1			1														
東大阪市		1			1													
姫路市	4	3	1	4		2												
奈良市	5			5		5				5		2			2			
和歌山市	9	2	2	9		5				5		6			6			
岡山市		3	3															
倉敷市		2	1		1	1	1	1	1									
福山市	4	2	1	4		1	1	1	1									
下関市																		
高松市	2					2	1					1						
松山市	3					3												
高知市	4	6			10		1					1						
長崎市	4				4	2				2								
熊本市	3			3		1	1	1	1			1	1		1			
大分市	2	1			3	1	1	1				2					2	
宮崎市		1						1	1									
鹿児島市		1																
合計	680	571	166	632	26	427	246	224	46	209	15	200	109	74	13	96	7	67

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (7) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計					
	小 計						合 計					
	平成20年3月 31日現在の 未報告施設数			左記に計上した施設の 平成20年6月30日までの状況			平成20年3月 31日現在の 未報告施設数			左記に計上した施設の 平成20年6月30日までの状況		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	53	7	1	53		6	53	7	1	53		6
青森県	26	1	1	26			26	1	1	26		
岩手県	22	6	3	18	4	3	22	6	3	18	4	3
宮城県	11	5	2	11		3	12	5	2	12		3
秋田県	10			10			10			10		
山形県	7	2	2	7			7	2	2	7		
福島県	17	1	1	17	1		19	1	1	19	1	
茨城県	60	56	15	66		35	61	61	20	67		35
栃木県	26	41	3	25	1	38	28	41	3	27	1	38
群馬県	20	7	3	20		4	20	8	4	20		4
埼玉県	53	38	10	52	5	24	56	40	10	55	5	26
千葉県	95	57	4	91	8	49	95	58	5	91	8	49
東京都	58	60	1	55	5	57	58	60	1	55	5	57
神奈川県	28	9	5	28		4	28	9	5	28		4
新潟県	25	101	87	24	2	13	26	106	92	24	2	14
富山県	3	1		4			3	1		4		
石川県	9	21	15	9		6	9	22	15	9		7
福井県	23					23	24					24
山梨県	18	1		17	1	1	18	1		17	1	1
長野県	41			37	4		43	1	1	39	4	
岐阜県	43	24	10	44		13	44	24	10	45		13
静岡県	61	34	13	61	2	19	69	37	13	69	2	22
愛知県	27	4	1	27		30	31	4	1	31		34
三重県	41	36	12	40	3	22	43	38	13	43	3	22
滋賀県	34	17	11	32		8	34	17	11	32		8
京都府	8	21	20	8		1	8	24	20	8		4
大阪府	31	1				32	34	1				35
兵庫県	56	40	19	56	3	18	56	40	19	56	3	18
奈良県	51	39	5	56		29	51	39	5	56		29
和歌山県	17	11	3	25			17	11	3	25		
鳥取県	9	17	14	8	1	3	9	17	14	8	1	3
島根県	9	13	6	11	1	4	9	13	6	11	1	4
岡山県	22	2	1	22		1	22	2	1	22		1
広島県	24	19	13	25	1	4	24	19	13	25	1	4
山口県	52	1	1	52			59	1	1	59		
徳島県	33	21	2	33		19	33	21	2	33		19
香川県	20	12	4	20		8	20	12	4	20		8
愛媛県	19	56	14	19		42	19	56	14	19		42
高知県	34	40				74	34	40				74
福岡県	29	148	13	29	5	130	34	157	13	29	5	144
佐賀県	18	9	4	20		3	18	9	4	20		3
長崎県	35	1		35		1	35	1		35		1
熊本県	25	4	2	25		2	25	4	2	25		2
大分県	13	5	3	13		2	13	5	3	13		2
宮崎県	2	2		3		1	2	2		3		1
鹿児島県	12	16	12	13	2	1	12	16	12	13	2	1
沖縄県	15	16	4	27			15	16	4	27		
札幌市	3					3	3					3
仙台市	1	1			1		2	1		2	1	
さいたま市	6	3		6		3	6	3		6		3
千葉市	7	3	3	7			8	3	3	8		
横浜市	36	5				41	36	5				41
川崎市		5	5					5	5			
新潟市	5	21	19	7			5	21	19	7		
静岡市	4	26	2	3	13	12	4	29	2	3	15	13
浜松市	18	9	1	18		8	19	9	1	19		8
名古屋市	10	7		11	1	5	10	7		11	1	5
京都市	35	2	2	33	2		38	2	2	36	2	
大阪市	6			6			6			6		
堺市	6	5		5		6	6	5		5		6
神戸市	7	1				8	7	1				8
広島市	6			6		6	6			6		6
北九州市	4			4			4			4		
福岡市	2					2	2					2
函館市	2					2	2					2
旭川市	1	1				2	1	1				2
青森市	2	2	1	3			2	2	1	3		
秋田市												
郡山市	5					5	5					5
いわき市	2	3		2	1	2	2	3		2	1	2
宇都宮市	6	1		6		1	6	1		6		1
川崎市	2					2	2					2
船橋市	3	3	2	3		1	3	3	2	3		1
横須賀市												
相模原市	6	3				9	6	3				9
富山市	4	3				7	8	3				11
金沢市	1	1				2	1	1				2
長野市	5			5			5			5		
岐阜市	7					7	7					7
豊橋市												
岡崎市	3					3	3					3
豊田市	3			3			3			3		
高槻市	1			1			1			1		
東大阪市	2	1				3	2	1				3
姫路市	4	5	3	4		2	12	5	3	12		2
奈良市	13			13			14			14		
和歌山市	23	2	2	23			23	3	2	23		1
岡山市	8	5	5	8			8	5	5	8		
倉敷市	6	11	7	6	1	3	7	19	7	6	2	11
福山市	13	3	2	13		1	16	3	2	16		1
下関市	1	1					3	1		3		
高松市	3					3	3					3
松山市	5					5	5					5
高知市	5	8				13	5	8				13
長崎市	8					8	8					8
熊本市	5	1		5		1	5	1		5		1
大分市	6	4				10	6	4				10
宮崎市	2	2	2	2			2	2	2	2		
鹿児島市	5	2	2	5			5	2	2	5		
合 計	1663	1173	398	1451	68	919	1733	1218	412	1503	71	965

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (1) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩Na ⁺ Na ⁻ (クワトナ ⁺ Na ⁻)又は亜硫酸Na ⁺ Na ⁻ (クワトナ ⁺ Na ⁻)の製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設						カ-イ ⁺ 法 ⁺ Na ⁻ の製造の用に供するNa ⁻ 洗浄施設						Na ⁻ 又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶 解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設の うち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	平成20年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況				平成20年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況				平成20年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県			1			1												
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		1
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高崎市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (2) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設の うちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					
	平成20年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況				平成20年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況				平成20年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県								1				1						
茨城県								4									8	
栃木県								2									2	
群馬県								1				1						
埼玉県								2				2						
千葉県								1				1						
東京都																		
神奈川県																		
新潟県								2				2						
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県								1				1						
静岡県								2	5	1	2	2	2					
愛知県								4									4	1
三重県								1				1						
滋賀県																		
京都府																		
大阪府	2						2											
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県								2				2						
岡山県																		
広島県																		
山口県								1				1						
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県									4	1							3	
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市								2			2							
新潟市								1			1							
静岡市								1	2								3	
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市								1									1	
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市								1									1	
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	2	0	0	0	0	2	27	18	5	13	3	24	1	0	0	0	0	1

注) 表 - 7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (3) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	70%の破壊の用に供する施設のうち「ブラム」反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設					
	平成20年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成20年6月30日までの状況				平成20年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成20年6月30日までの状況				平成20年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成20年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県								1			1							1
埼玉県																		
千葉県																		
東京都								1			1							
神奈川県		1				1												
新潟県														1		1		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県								1	1									
愛知県																		
三重県									1	1	1							
滋賀県								1			1							
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		1
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市		1					1											
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市									1	1								
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		1
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	1	1	0	0	1	1	3	4	3	3	0	1	3	1	1	0	0	3

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11(4) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	合 計					
	平成20年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成20年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県	1			1		
茨城県	4	4				8
栃木県	4					4
群馬県	2			2		
埼玉県	2			2		
千葉県	1			1		
東京都	1			1		
神奈川県		1				1
新潟県	2	1	1	2		
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県	1			1		
静岡県	2	6	2	2	2	2
愛知県	5					5
三重県	1	2	2		1	
滋賀県	1			1		
京都府						
大阪府	2					2
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県				2		
島根県	2					
岡山県						
広島県						
山口県	1			1		
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県		4	1			3
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市		2	2			
新潟市		1	1			
静岡市	1	2				3
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
秋田市	1	2				3
郡山市	1					1
いわき市						
宇都宮市						
川越市						
船橋市						
横須賀市						
相模原市						
富山市	1					1
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
高崎市						
東大阪市						
姫路市	1					1
奈良市						
和歌山市						
岡山市						
倉敷市		1	1			
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市	1					1
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	38	26	10	16	4	34

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成20年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。